

平成29年11月24日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

## 議案

番号	件名	主管課
1	平成29年度山口県一般会計補正予算（第4号）についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課
2	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課
3	一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教職員課
4	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教職員課
5	山口県いじめ防止基本方針の改定について	学校安全・体育課
6	第2次山口県学校安全推進計画の策定について	学校安全・体育課

議案第1号

平成29年度山口県一般会計補正予算（第4号）についての  
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認  
を求めます。

平成29年（2017年）11月24日

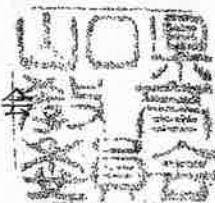
山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 2 9 教 政 第 7 1 9 号  
平成29年(2017年)11月21日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成29年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について(回答)

平成29年11月21日付け平29財政第87号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成29年度山口県一般会計補正予算(第4号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

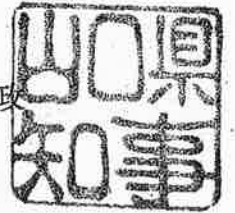
平 2 9 財 政 第 8 7 号

平成29年(2017年)11月21日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成29年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に  
関する意見について

平成29年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成29年度山口県一般会計補正予算（第4号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

## 平成 29 年度山口県一般会計補正予算（繰越明許費）の概要

## ○繰越明許費（うち教育委員会関係）

（単位：千円）

款・項・事項名	今年度 予算額	繰越額	繰越額の財源内訳			
			国支出金	地方債	その他	一般財源
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 大規模改造事業費	415,623	62,527		62,400		127
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 施設改造費	259,801	67,139	67,139			
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 土地購入整備費	268,650	29,869				29,869
合計	944,074	159,535	67,139	62,400		29,996

## ○繰越事業の内容

（単位：千円）

事項名	事業内容	繰越額	繰越理由
大規模改造事業費	防府西高校屋根改修工事	62,527	工事の内容に関し、学校との調整に不測の日数を要したため
施設改造費	周防大島高校耐震補強及び内部改造工事	67,139	工事の内容に関し、地元調整に不測の日数を要したため
土地購入整備費	県央部多部制定時制高校現地測量及び造成設計等	29,869	事業の実施に関し、地権者の了解を得るのに不測の日数を要したため
合計		159,535	

議案第2号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の  
制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認  
を求めます。

平成29年（2017年）11月24日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 2 9 教 政 第 7 1 9 号

平成 2 9 年 (2017 年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 9 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日付け平 2 9 財政第 8 7 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成 2 9 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例



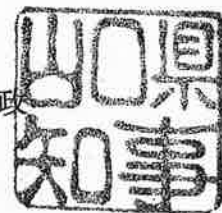
平 2 9 財 政 第 8 7 号

平成29年(2017年)11月21日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成29年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に  
関する意見について

平成29年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成29年度山口県一般会計補正予算（第4号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(人事委員会への委任)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

項第一号中「場合（行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行八級職員等が行八級職員等及び行九級職員等」とあるのは「行八級以上職員等が行八級以上職員等」と、同項第六号中「行八級職員等及び行九級職員等」とあるのは「行八級以上職員等」と、「が行八級職員等」とあるのは「が行八級以上職員等」とする。

配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、改正後の条例第九条第一項ただし書並びに第十条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、改正後の条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が八級」とあるのは「が八級以上」と、「行八級職員等」とあるのは「行八級以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同

員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

5 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後の条例第九条第一項ただし書及び第十条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号」とあるのは、「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる

るものがない場合」と、「死亡した日、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる父母等を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職

二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）とあるのは

「一 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第

三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

二項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係

の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行人級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一人につき八千五百円（職員に当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千五百円（職員に配偶者及び同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）がない場合にあつては、そのうち一人については一万円）、扶養親族たる父母等については一人につき六千五百円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行人級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行人級職員等から行人級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行人級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第



## 附 則

### (施行期日等)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七項の規定 公布の日

二 第十条の五第一項第一号の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 規則で定める日

2 この条例（前項第二号に掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

### (給与の内払)

3 職員が、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成二十九年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

### (平成三十三年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

4 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第九条第一項ただし書及び第十条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の条例第九条第三項及び第十条の規定

第十一条第二項第一号中「五万五千円」を「七万円」に改め、同項第二号イ中「四万八千円」を「五万二千五百円」に改め、同項第三号中「五万五千円」を「七万円」に改める。

る当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級職員等が行九級職員等以外の職員となつた場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級職員等が行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行九級職員等以外のものがある行九級職員等となつた場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級職員等以外のものがある行八級職員等となつた場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十条の五第一項第一号中「四十一万三千八百円」を「四十一万四千三百円」に改める。

養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」を、「の扶養親族」の下に「（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの」の一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合におけ

(以下「行八級職員等」という。)にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万円とする。

第九条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十条第一項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「(行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」を削り、同項第一号中「場合」の下に「(行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」を加え、同項第二号中「前条第二項第二号、第三号又は」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは」に改め、「至つた場合」の下に「及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「(行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「扶養親族」を「行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日、職員に扶

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成二十九年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行九級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第九条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

改正案

イ ロに掲げる職員以外の職員 二千円（自動車等の使用距離が片道四キロメートル以上である職員にあつては、二千円に五万二千五百円（自転車その他原動機付の交通の用具以外の交通の用具で人事委員会規則で定めるもののみを使用する場合にあつては、一万五千七百円）を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額）

ロ（略）

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が七万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

36（略）

（以下、略）

現行

イ ロに掲げる職員以外の職員 二千円（自動車等の使用距離が片道四キロメートル以上である職員にあつては、二千円に四万八千円（自転車その他原動機付の交通の用具以外の交通の用具で人事委員会規則で定めるもののみを使用する場合にあつては、一万五千七百円）を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額）

ロ（略）

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と五万五千円との差額の二分の一を五万五千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

36（略）

（以下、略）

## (通勤手当)

## 第十一条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が七万円を超えるときは、一箇月当たりの運賃等相当額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が七万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 (略)

## (通勤手当)

## 第十一条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、一箇月当たりの運賃等相当額と五万五千円との差額の二分の一を五万五千円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額と五万五千円との差額の二分の一を五万五千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 (略)



改正案

現行

(初任給調整手当)

第十条の五 (略)

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける職員で医師又は歯科医師の資格を有するもの(人事委員会が定める職員に限る。)の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万四千三百円

二・三 (略)

2と4 (略)

(初任給調整手当)

第十条の五 (略)

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける職員で医師又は歯科医師の資格を有するもの(人事委員会が定める職員に限る。)の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万三千八百円

二・三 (略)

2と4 (略)

改正案

七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十条の二～第十条の四 (略)

現行

第十条の二～第十条の四 (略)

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級職員等が行九級職員等以外の職員となつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級職員等が行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行九級職員等以外のものが行九級職員等となつた場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級職員等以外のものが行八級職員等となつた場合

つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

いときはその職員が行九級職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行なはれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至

過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがない

る要件を欠くに至つた場合を除く。）

三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

4| 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5| 第二項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、人事委員会が定める。

第十条 新たに職員となつた者に扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合（行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経

4 前項ただし書の場合（扶養親族たる子、父母等が二人以上いる場合に限る。）において、同項ただし書に規定する者の決定については、人事委員会規則で定める基準による。

5| 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額を、第三項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

6| 第二項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、人事委員会が定める。

第十条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（前条第二項第二号、第三号又は第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族た

○ 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

改正案

○ 一般職の職員の給与に関する

条例

(昭和二十六年二月二日  
山口県条例第二号)

第一条 第八条 (略)

(扶養手当)

第九条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行九級職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 (略)

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行八級職員等」という。)にあつては、三千五百円)、前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万円とする。

現行

○ 一般職の職員の給与に関する

条例

(昭和二十六年二月二日  
山口県条例第二号)

第一条 第八条 (略)

(扶養手当)

第九条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 (略)

3 扶養手当の月額は、前項第一号に掲げる扶養親族については一万三千円、同項第二号に掲げる扶養親族については一人につき七千円、同項第三号から第六号までに掲げる扶養親族については一人につき六千五百円とする。ただし、職員に配偶者が不在場合は、同項第二号から第六号までに掲げる扶養親族(次項及び次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち一人については一万円とする。

議案第2号参考資料

議案第3号参考資料

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

平成29年10月18日に行われた人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年山口県条例第2号）及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 初任給調整手当の改定

医師等における支給限度額を月額414,300円（現行413,800円）とする。

(2) 扶養手当の改定

ア 配偶者に係る手当の月額を6,500円（現行13,000円）とし、子に係る手当の月額を1人につき10,000円（現行7,100円）とする。

イ 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の等級の職員に対する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とする。

ウ 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の等級の職員に対しては子以外の扶養親族に係る手当を支給しないこととする。

エ 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止する。

オ 平成30年4月1日から段階的に実施する。

各年度における扶養手当の手当額

扶養親族		年 度	平成29年度 (現行)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度 以降
配偶者	行政職給料表7級以下		13,000 円	10,000 円	6,500 円	6,500 円	6,500 円
	行政職給料表8級		13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表9級		13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子			7,100	8,500	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職給料表7級以下		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表8級		6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表9級		6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

(注) 「行政職給料表7級」、「行政職給料表8級」及び「行政職給料表9級」には、これらに相当する職務の等級を含む。



(3) 通勤手当の改定

- ア 交通機関等利用者及び交通機関等と自動車等を併用する者の全額支給の限度額を70,000円(現行55,000円)とする。
- イ 自動車等使用者に対する加算の限度額を月額52,500円(現行48,000円)とする。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。ただし、(1)については、規則で定める日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

議案第3号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認  
を求めます。

平成29年（2017年）11月24日

山口県教育委員会

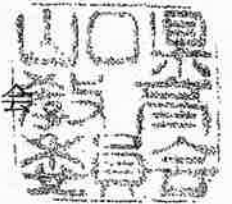
教育長 浅原 司

平 2 9 教 政 第 7 1 9 号

平成29年(2017年)11月21日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成29年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

平成29年11月21日付け平29財政第87号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成29年度山口県一般会計補正予算(第4号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

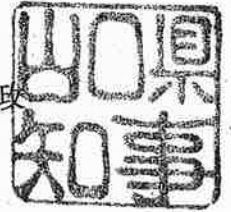
平 2 9 財 政 第 8 7 号

平成29年(2017年)11月21日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成29年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に  
関する意見について

平成29年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成29年度山口県一般会計補正予算（第4号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上相当学校職員」と、同項第六号中「行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員」とあるのは「行八級以上相当学校職員」と、「が行八級相当学校職員」とあるのは「が行八級以上相当学校職員」とする。

(人事委員会への委任)

5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者があつた場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者があつた場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行八級相当学校職員が行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員」とあるのは「行八級以上相当学校職員が行八級以

当学校職員以外の学校職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、「同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「同項第二号中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

4 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、改正後の条例第十一条第一項ただし書並びに第十二条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、改正後の条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「等級八級」とあるのは「等級八級以上」と、「行八級相当学校職員」とあるのは「行八級以上相当学校職員」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親

族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後の条例第十一条第一項ただし書及び第十二条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（その職務の等級が職員給与条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の職務の等級八級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員（以下「行八級相当学校職員」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号」とあるのは「、同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相



る子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている学校職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある学校職員であつて配偶者及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる父母等を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある学校職員であつて扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない学校職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員が配偶者のない学校職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親

がある場合を除く。)

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第

三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある学校職員が配偶者のない学校職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある学校職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

二項中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族た

については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千五百円（学校職員に配偶者及び同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）がない場合にあつては、そのうち一人については一万円）、扶養親族たる父母等については一人につき六千五百円（学校職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに学校職員となつた者に扶養親族がある場合又は学校職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その学校職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第

二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の

最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び とあるのは

行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

(平成三十三年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第十一条第一項ただし書及び第十二条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(その職務の等級が職員給与条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の職務の等級八級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員(以下「行八級相当学校職員」という。)にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)

七 学校職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子  
でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十三条第二項第一号中「五万五千元」を「七万円」に改め、同項第二号イ中「四万八千元」  
を「五万二千五百円」に改め、同項第三号中「五万五千元」を「七万円」に改める。

第十四条第三項中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）」を  
「職員給与条例」に改める。

父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員が配偶者のない学校職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

一 扶養手当を受けている学校職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている学校職員の扶養親族(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第一項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級相当学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級相当学校職員が行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員以外の学校職員となつた場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある学校職員で行九級相当学校職員以外のものが行九級相当学校職員となつた場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある学校職員で行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員以外のものが行八級相当学校職員となつた場合

による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた日、学校職員に扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「、行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」を、「の扶養親族」の下に「（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これを受けている学校職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている学校職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている学校職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は学校職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている学校職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、

にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）  
については一人につき一万円とする。

第十一条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、  
同条第六項を同条第五項とする。

第十二条第一項中「がある場合又は学校職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（行九級  
相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級相当学校職員から行九  
級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は  
学校職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに学校職員となつた者に扶養親族が  
ある場合又は学校職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その学校職員に配偶者が  
ないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第一号中「場合」の下に「（行九級相当学校職員  
に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、  
同項第二号中「前条第二項第二号、第三号又は」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若し  
くは」に改め、「至つた場合」の下に「及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等  
たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に  
扶養親族」の下に「（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「  
扶養親族」を「行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員  
に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定



一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成二十九年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、その職務の等級が一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。）第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の職務の等級九級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員（以下「行九級相当学校職員」という。）に対しては、支給しない。

第十一条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（その職務の等級が職員給与条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の職務の等級八級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員（以下「行八級相当学校職員」という。）

(単身赴任手当)

## 第十四条 (略)

2 (略)

3 国家公務員、職員給与条例の適用を受ける職員、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山口県条例第五十二号)の適用を受ける企業職員、単純な労務に雇用される者、他の地方公共団体の公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他これに準ずる法人で人事委員会規則で定めるものに使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける学校職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた学校職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする学校職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める学校職員に限る。)その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める学校職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4

(略)

(以下、略)

(単身赴任手当)

## 第十四条 (略)

2 (略)

3 国家公務員、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の適用を受ける職員、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山口県条例第五十二号)の適用を受ける企業職員、単純な労務に雇用される者、他の地方公共団体の公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他これに準ずる法人で人事委員会規則で定めるものに使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける学校職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた学校職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする学校職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める学校職員に限る。)その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める学校職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4

(略)

(以下、略)

改正案

イ ロに掲げる学校職員以外の学校職員 二千円(自動車等の使用距離が片道四キロメートル以上である学校職員にあつては、二千円に五万二千五百円(自転車その他原動機付の交通の用具以外の交通の用具で人事委員会規則で定めるもののみを使用する場合にあつては、一万五千七百円)を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額)

ロ (略)

三 前項第三号に掲げる学校職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が七万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額又は前号に定める額

3  
3  
6 (略)

現行

イ ロに掲げる学校職員以外の学校職員 二千円(自動車等の使用距離が片道四キロメートル以上である学校職員にあつては、二千円に四万八千円(自転車その他原動機付の交通の用具以外の交通の用具で人事委員会規則で定めるもののみを使用する場合にあつては、一万五千七百円)を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額)

ロ (略)

三 前項第三号に掲げる学校職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と五万五千円との差額の二分の一を五万五千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額又は前号に定める額

3  
3  
6 (略)

(通勤手当)

第十三条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる学校職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が七万円を超えるときは、一箇月当たりの運賃等相当額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が七万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 (略)

(通勤手当)

第十三条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる学校職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、一箇月当たりの運賃等相当額と五万五千円との差額の二分の一を五万五千円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額と五万五千円との差額の二分の一を五万五千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 (略)

改 正 案

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある学校職員で行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員以外のものが行八級相当学校職員となつた場合

七 学校職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十二条の二〜第十二条の四 (略)

現 行

第十二条の二〜第十二条の四 (略)

一 扶養手当を受けている学校職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている学校職員の扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級相当学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級相当学校職員が行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員以外の学校職員となつた場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある学校職員で行九級相当学校職員以外のものが行九級相当学校職員となつた場合

たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員が配偶者のない学校職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日、扶養手当を受けている学校職員の扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行なはれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

3 扶養手当は、これを受けている学校職員に更に第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている学校職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている学校職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は学校職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている学校職員に更に第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員で配偶者のないものが扶養親族

親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに学校職員となつた者に扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が学校職員となつた日、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた日、学校職員に扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその学校職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている学校職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に

達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

三 扶養親族たる子、父母等がある学校職員が配偶者のない学校職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子、父母等がある学校職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに学校職員となつた者に扶養親族がない場合においては、その者が学校職員となつた日、扶養親族がない学校職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている学校職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている学校職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。



4| 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5| 第二項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、人事委員会が定める。

第十二条 新たに学校職員となつた者に扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は学校職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その学校職員は、直ちにその旨を山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならぬ。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合（行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養

4| 前項ただし書の場合（扶養親族たる子、父母等が二人以上いる場合に限る。）において、同項ただし書に規定する者の決定については、人事委員会規則で定める基準による。

5| 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、第三項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

6| 第二項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、人事委員会が定める。

第十二条 新たに学校職員となつた者に扶養親族がある場合又は学校職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その学校職員は、直ちにその旨（新たに学校職員となつた者に扶養親族がある場合又は学校職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その学校職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならぬ。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（前条第二項第二号、第三号又は第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に

○ 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正

改正案

○ 一般職に属する学校職員の給与に関する条例

(昭和二十七年一月十三日  
山口県条例第六号)

第一条 第十条の二 (略)

(扶養手当)

第十一条 扶養手当は、扶養親族のある学校職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、その職務の等級が一般職の職員の給与と関係する条例（昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。）第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の職務の等級九級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員（以下「行九級相当学校職員」という。）に対しては、支給しない。

2 (略)

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（その職務の等級が職員給与条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の職務の等級八級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員（以下「行八級相当学校職員」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

現行

○ 一般職に属する学校職員の給与に関する条例

(昭和二十七年一月十三日  
山口県条例第六号)

第一条 第十条の二 (略)

(扶養手当)

第十一条 扶養手当は、扶養親族のある学校職員に対して支給する。

2 (略)

3 扶養手当の月額は、前項第一号に掲げる扶養親族については一万三千円、同項第二号に掲げる扶養親族については一人につき七千円、同項第三号から第六号までに掲げる扶養親族については一人につき六千五百円とする。ただし、学校職員に配偶者がいない場合は、同項第二号から第六号までに掲げる扶養親族（次項及び次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち一人については一万円とする。

議案第2号参考資料

議案第3号参考資料

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

平成29年10月18日に行われた人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年山口県条例第2号）及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 初任給調整手当の改定

医師等における支給限度額を月額414,300円（現行413,800円）とする。

(2) 扶養手当の改定

ア 配偶者に係る手当の月額を6,500円（現行13,000円）とし、子に係る手当の月額を1人につき10,000円（現行7,100円）とする。

イ 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の等級の職員に対する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とする。

ウ 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の等級の職員に対しては子以外の扶養親族に係る手当を支給しないこととする。

エ 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止する。

オ 平成30年4月1日から段階的に実施する。

各年度における扶養手当の手当額

扶養親族		年 度				
		平成29年度 (現行)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度 以降
配偶者	行政職給料表7級以下	13,000 円	10,000 円	6,500 円	6,500 円	6,500 円
	行政職給料表8級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表9級	13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子		7,100	8,500	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職給料表7級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表8級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表9級	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

(注) 「行政職給料表7級」、「行政職給料表8級」及び「行政職給料表9級」には、これらに相当する職務の等級を含む。

(3) 通勤手当の改定

ア 交通機関等利用者及び交通機関等と自動車等を併用する者の全額支給の限度額を70,000円(現行55,000円)とする。

イ 自動車等使用者に対する加算の限度額を月額52,500円(現行48,000円)とする。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。ただし、(1)については、規則で定める日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

議案第4号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認  
を求めます。

平成29年（2017年）11月24日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 2 9 教 政 第 7 1 9 号

平成29年(2017年)11月21日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成29年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について(回答)

平成29年11月21日付け平29財政第87号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成29年度山口県一般会計補正予算(第4号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

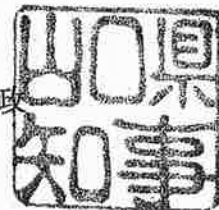
平 2 9 財 政 第 8 7 号

平成29年(2017年)11月21日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成29年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に  
関する意見について

平成29年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

#### 記

- 1 平成29年度山口県一般会計補正予算（第4号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

平成二十九年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）

の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項第三号中「四千二百五十円」を「五千百円」に改め、同項第四号中「三千円」を「三千六百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年一月一日から施行する。



一般職の職員の特務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）新旧対照表

改正案

現行

第一条〜第三十四条（略）

（教員特務手当）

第三十五条（略）

2 前項の手当の額は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一（略）

二（略）

三 前項第二号及び第三号の業務 一日につき 五千百円

四 前項第四号の業務 一日につき 三千六百円

五（略）

第三十六条〜第四十二条（略）

第一条〜第三十四条（略）

（教員特務手当）

第三十五条（略）

2 前項の手当の額は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一（略）

二（略）

三 前項第二号及び第三号の業務 一日につき 四千二百五十円

四 前項第四号の業務 一日につき 三千円

五（略）

第三十六条〜第四十二条（略）

## 議案第4号参考資料

### 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の趣旨

国の教員給与の見直しにより、教員特殊業務手当に係る義務教育費国庫負担金の最高限度額が見直されたことに伴い、教員特殊業務手当の見直しを行うため、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正しようとするものである。

#### 2 改正の内容

教員特殊業務手当（第35条）の手当額について、引上げ改定を行う。

区 分	金 額	
	現 行	改 正
【2号関係】修学旅行等指導業務	4,250 円/日	5,100 円/日
【3号関係】対外運動競技等指導業務	4,250 円/日	5,100 円/日
【4号関係】部活動指導業務	3,000 円/日	3,600 円/日

#### 3 施行期日

平成30年1月1日から施行する。

「いじめ防止基本方針」改定  
「第2次山口県学校安全推進計画」策定の流れ（案）

学校安全・体育課

3月

国「いじめ方針」改定「第2次安全計画」策定

5月

- ・ 事務局による項立て作成開始
  - ・ **いじめ** 「県いじめ問題対策ネットワーク会議」
  - ・ **安全** 「学校等安全連絡協議会」
- ⇒ 国計画内容の説明及び改定に向けたスケジュール確認

情報提供

市町教委  
県立学校

7月

- ・ 案作成

10月

- ・ 「文教警察委員会」意見聴取
- ・ 教育委員への資料提供
- ・ **いじめ** 「いじめ調査委員会」意見聴取  
「県いじめ問題対策協議会」文書による意見聴取
- ・ **安全** 「学校等安全連絡協議会」文書による意見聴取

情報提供

市町教委  
県立学校

11月

- ・ 「教育委員会会議」意見聴取
- ・ 最終案作成

- ・ **いじめ** 「県いじめ問題対策協議会」意見聴取  
「いじめ調査委員会」文書による意見聴取
- ・ **安全** 「学校等安全連絡協議会」文書による意見聴取

12月

「いじめ防止基本方針」改定  
「第2次山口県学校安全推進計画」策定

- ・ 「文教警察委員会」「教育委員会会議」等で報告
- ・ 報道発表

周知

市町教委  
県立学校

# 山口県いじめ防止基本方針の改定について

(平成29年12月改定予定)

学校安全・体育課

## 改定の概要(要点)

### 1 計画の位置付け

山口県教育委員会では、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、山口県いじめ防止基本方針を平成26年2月に策定(努力義務)し、各学校におけるいじめに係る取組を、総合的かつ効果的に推進してきた。

市町教育委員会においては、県計画を参酌して、いじめ防止基本方針を策定(努力義務)するとともに、各学校においては、学校いじめ防止基本方針を策定(義務)し、いじめ防止の対策に努めてきた。

今回の県方針の改定に伴って、市町教育委員会及び各学校は基本方針の改定を行う。

### 2 県基本方針の改定の考え方

平成29年3月の国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を受け、これに準じた内容とすると共に、本県いじめ防止基本方針におけるいじめの取組について、県独自の成果と課題を明確にして、より具体的な対応を示し、組織的取組を強化する。



### 3 改定の内容

(1) 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改定)を参酌した内容

#### ◆ 考え方

これまでの国の取組やいじめに係る認識の変化等を踏まえて、基本的方向と具体的方策について明らかにする。

#### ◆ いじめの防止等のための対策の基本的事項

**新**  
**拡**  
**新**

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け

学校いじめ防止基本方針による取組を徹底させ、組織的対応を推進

いじめの解消の定義を明確化

#### ◆ いじめの防止等のために県が実施する内容

**拡**  
**拡**

SC、SSW、外部専門家等との連携を推進し、周知の取組を推進

心の教育の推進を図り、児童生徒がいじめに自主的に向き合う取組を推進

#### ◆ いじめの防止等のために学校が実施する内容

**拡**

学校いじめ対策組織の存在及び活動が、児童生徒及び保護者へ容易に認識される取組を推進

**新**

いじめに係る事案を認知した場合の、他の業務に優先した迅速な取組を記載。学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは法の規定に違反することを明示

**新**

発達障害等、指導上、配慮が必要な生徒に係る対応を明示

**新**

情報モラル教育の充実が図られるよう示され、具体的な犯罪名も例示

**拡**

被害・加害双方の児童生徒、保護者への対応について具体的に例示

#### ◆ 重大事態への対応

**拡**

いじめの重大事態の判断と対応について、ガイドラインで具体的対応を明示

(2) 県独自の主な内容

#### ◆ 考え方

これまでの県の取組や、課題への対応を方針に盛り込む。

**新**

いじめの認知を広げ、早期発見につなげるため、いじめを3つのレベルに分類する取組を明記

**新**

いわゆる、「いじり」と言われる行為への対応について、具体的な対応を例示

## 山口県いじめ防止基本方針の概要(案)

### 第1部 いじめの防止等のための基本的な事項

#### I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

##### 1 いじめとは

- (1) **【拡】** 定義
  - ・けんか等であっても、いじめに該当するか否かを判断する。
- (2) 特徴及び構造

##### 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見・早期対応
- (3) 家庭・地域との連携
- (4) **【拡】** 関係機関等との連携
  - ・定期的に連絡・協議する機会を設け、情報共有体制を構築。

具体的内容

#### II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

##### 1 いじめの防止等のために県が実施する施策

- (1) **【拡】** 「山口県いじめ問題対策協議会」の設置
  - ・関係機関のさらなる連携強化を推進。
- (2) 「いじめ問題調査委員会」の設置
- (3) **【新】** いじめの防止等に係る施策の推進
  - ・取組の実施状況を学校評価項目に位置付け。 ・いじめを自分の問題として捉える。
- (4) いじめの防止等のための財政上の措置

##### 2 いじめの防止等のために学校が実施する事項

- (1) **【拡】** 「学校いじめ防止基本方針」の策定
  - ・取組が体系的・計画的かつ具体的であり、いじめ対策全体に関わる内容であること。
- (2) **【拡】** 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置
  - ・評価項目へ位置付け。 ・存在及び活動を周知する取組。
- (3) 人権が尊重された学校づくり
- (4) **【拡】** 豊かな心を育む教育の推進
  - ・いじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動の取組。
- (5) **【拡】** いじめの防止等に関する措置
  - ・児童生徒が主体的に取り組む活動。 ・いじめを把握した時の組織的対応。
- (6) **【新】** いじめの解消について
  - ・少なくとも3か月、いじめに係る行為が止んでいること。
  - ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

##### 3 **【拡】** 重大事態への対応

- (1) **【拡】** 重大事態の判断及び報告
  - ・基本方針とガイドラインにより適切に対応する。
- (2) 重大事態の調査
  - ① 調査の主体の決定
  - ② 調査の趣旨
  - ③ 調査の組織
  - ④ 調査結果の報告及び提供
- (3) 再調査及び措置等
- (4) 留意事項

#### III その他の重要事項

- ・基本的方針について恒常的に評価・検証

## 第2部 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

### I 学校がS

#### 1 未然防止（いじめの予防）

- (1) **【拡】** 生徒指導・教育相談の充実・強化
  - ・学校いじめ対策組織の存在及び活動が、児童生徒に認識される取組に努める。
  - ・指導上、配慮が必要な生徒の具体的な例示。
- (2) **【拡】** 学校の教育活動を通じた取組
  - ・インターネット上のいじめ防止について、情報モラル教育を充実。
- (3) **【新】** 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善
  - ・未然防止の取組を学校評価の評価項目への位置付け。
- (4) **【拡】** 教員評価による評価・検証・改善
  - ・いじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価し、資質向上を図る。
- (5) 家庭・地域との連携

#### 2 **【拡・新】** 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

- ・3つのレベルでのいじめの認知。 ・いじりについての判断と対応。
- (1) **【拡】** 校内指導体制の確立
    - ・実情をアンケート、個人面談等で把握し、S C等を含めた全校体制で情報共有。
  - (2) **【拡】** 具体的な取組
    - ・内面の変化を捉え、相談しやすい環境を整え、相談に対しては迅速に対応。
  - (3) 家庭・地域との連携

#### 3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

- (1) **【新】** 学校の体制づくり
  - ・情報の報告・相談があった時は、他の業務に優先して、かつ、即日、組織的対応。
- (2) **【拡】** 対応する上での留意点
  - ・共感的な理解をし、当事者や周りの集団に寄り添った対応。
- (3) 教育相談の在り方
- (4) **【拡】** インターネットや携帯電話等を利用したいじめへの対応
  - ・重大な人権侵害に当たり、深刻な傷を与えかねないことを理解させる取組。
- (5) 保護者との連携
- (6) 地域・関係機関との連携

#### 4 **【拡】** 重大事態への対応

- ・いじめの重大事態の判断と対応について、ガイドラインで具体的対応が示される。
- (1) 重大事態の判断
  - (2) 重大事態への対応
  - (3) 学校による調査
  - (4) 調査に当たっての留意事項

### II その他

- ・学校基本方針の評価・検証・改善しながらいじめ対策に資する取組を行うよう努める。

山口県いじめ防止基本方針 新旧項目対照表

旧 ※平成26年2月 策定	新 ※平成29年12月 改定予定
<b>第1部 いじめの防止等のための基本的な事項</b>	<b>第1部 いじめの防止等のための基本的な事項</b>
<b>I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</b>	<b>I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</b>
<b>1 いじめとは</b>	<b>1 いじめとは</b>
(1) 定義	<b>【拡】</b> (1) 定義
(2) 特徴及び構造	(2) 特徴及び構造
<b>2 いじめの防止等に関する基本的考え方</b>	<b>2 いじめの防止等に関する基本的考え方</b>
(1) いじめの防止	(1) いじめの防止
(2) いじめの早期発見・早期対応	(2) いじめの早期発見・早期対応
(3) 家庭・地域との連携	(3) 家庭・地域との連携
(4) 関係機関等との連携	<b>【拡】</b> (4) 関係機関等との連携
<b>II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</b>	<b>II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</b>
<b>1 いじめの防止等のために県が実施する施策</b>	<b>1 いじめの防止等のために県が実施する施策</b>
(1) 「山口県いじめ問題対策協議会」の設置	<b>【拡】</b> (1) 「山口県いじめ問題対策協議会」の設置
(2) 「いじめ問題調査委員会」の設置	(2) 「いじめ問題調査委員会」の設置
(3) いじめの防止等に係る施策の推進	<b>【新】</b> (3) いじめの防止等に係る施策の推進
(4) いじめの防止等のための財政上の措置	(4) いじめの防止等のための財政上の措置
<b>2 いじめの防止等のために学校が実施する事項</b>	<b>2 いじめの防止等のために学校が実施する事項</b>
(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定	<b>【拡】</b> (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
(2) 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置	<b>【拡】</b> (2) 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置
(3) 人権が尊重された学校づくり	(3) 人権が尊重された学校づくり
(4) 豊かな心を育む教育の推進	<b>【拡】</b> (4) 豊かな心を育む教育の推進
(5) いじめの防止等に関する措置	<b>【拡】</b> (5) いじめの防止等に関する措置
	<b>【新】</b> (6) いじめの解消について
<b>3 重大事態への対応</b>	<b>【拡】 3 重大事態への対応</b>
(1) 重大事態の判断及び報告	<b>【拡】</b> (1) 重大事態の判断及び報告
(2) 重大事態の調査	(2) 重大事態の調査
(3) 再調査及び措置等	(3) 再調査及び措置等
(4) 留意事項	(4) 留意事項
<b>III その他の重要事項</b>	<b>III その他の重要事項</b>
<b>第2部 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項</b>	<b>第2部 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項</b>
<b>I 学校が行う具体的な取組</b>	<b>I 学校が行う具体的な取組</b>
<b>1 未然防止（いじめの予防）</b>	<b>1 未然防止（いじめの予防）</b>
(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化	<b>【新】</b> (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
(2) 学校の教育活動を通じた取組	<b>【拡】</b> (2) 学校の教育活動を通じた取組
(3) 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善	<b>【新】</b> (3) 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善
	<b>【拡】</b> (4) 教員評価による評価・検証・改善
(4) 家庭・地域との連携	(5) 家庭・地域との連携
<b>2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）</b>	<b>【拡・新】 2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）</b>
(1) 校内指導体制の確立	<b>【拡】</b> (1) 校内指導体制の確立
(2) 具体的な取組	<b>【拡】</b> (2) 具体的な取組
(3) 家庭・地域との連携	(3) 家庭・地域との連携
<b>3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）</b>	<b>3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）</b>
(1) 学校の体制づくり	<b>【新】</b> (1) 学校の体制づくり
(2) 対応する上での留意点	<b>【拡】</b> (2) 対応する上での留意点
(3) 教育相談の在り方	(3) 教育相談の在り方
(4) インターネットや携帯電話等を利用したいじめへの対応	<b>【拡】</b> (4) インターネット上のいじめへの対応
(5) 保護者との連携	(5) 保護者との連携
(6) 地域・関係機関との連携	(6) 地域・関係機関との連携
<b>4 重大事態への対応</b>	<b>【拡】 4 重大事態への対応</b>
(1) 重大事態の判断	(1) 重大事態の判断
(2) 重大事態への対応	(2) 重大事態への対応
(3) 学校による調査	(3) 学校による調査
(4) 調査に当たっての留意事項	(4) 調査に当たっての留意事項
<b>II その他</b>	<b>II その他</b>

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめ防止対策推進法制定の意義
  - ・社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、理念や体制を整備。
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
  - ・国、地方公共団体、学校、家庭、関係機関等が連携の下、いじめの問題を克服。
- 3 法が規定するいじめ防止等への組織的対応
  - ・県や学校はいじめの防止を実効的に行うため、いじめに対応する組織を設置。
- 4 国の基本方針の内容
  - ・組織体制、組織的対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用の明確化。
- 5 いじめの定義
  - ・【新】いじめの定義やいじめ問題への対応の具体的な例示。
- 6 いじめの理解
  - ・多くの児童生徒が被害・加害を経験することや、四層構造等のいじめ独特の構造を理解する。
- 7 いじめの防止等に関する基本的考え方
  - ・学校関係者、地域、家庭、関係機関と共に、未然防止、早期発見、早期対応に努める。

↓  
具体的方策

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために国が実施する施策

- ・いじめ対策を総合的に推進。 ・財政上の措置。
- (1) 国が実施すべき基本的事項
  - ・「いじめ防止基本方針」を定め、体制の整備、関係者の連携、人材の確保、調査研究などを推進。
- (2) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等
  - ・基本方針を策定し、取組状況の把握と検証を行い、関係機関の連携を促進し、組織設置の支援を実施。
- (3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策
  - ・【拡】未然防止、早期発見、早期対応を実施。 ・教職員が子供と向き合う事のできる体制を整備。

↓  
地方公共団体等

2 いじめの防止等のために地方公共団体等が実施すべき施策

- (1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等
  - ・「地方いじめ防止基本方針」を策定するよう努め、各組織を設置。
- (2) 地方いじめ防止基本方針の策定
  - ・【拡】法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参酌し、いじめ防止を総合的効果的に推進する方針を策定。
- (3) いじめ問題対策連絡協議会の設置
  - ・学校と地域の関係機関等との連携を確保するため、専門家と連携し「いじめ問題対策連絡協議会」を設置。
- (4) 法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置
  - ・地方いじめ防止基本方針に基づく対策を実効的に行うため、付属機関を設置。
- (5) 地方公共団体等が実施すべき施策
  - ・【拡】通報や相談を受け付ける体制の整備や、情報モラル教育の推進。 ・重大事態への対処。

↓  
学校

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき、一致協力し、学校の実情に応じた対策を推進。
- (1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置
  - ・国又は県の基本方針を参酌し、学校いじめ防止基本方針を策定。 ・関係機関と連携した組織の設置。
- (2) 学校いじめ防止基本方針の策定
  - ・【新】基本方針策定の意義。 ・【拡】いじめ防止の取組方法に係る基本的な方向、取組内容を定める。
- (3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
  - ・【拡】教職員や専門家等からなる組織を設置し対応。 ・取組についてP D C Aサイクルで検証。
- (4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
  - ・【拡】未然防止、早期発見、早期対応への取組。 ・【新】いじめの解消の定義



#### 4 重大事態への対処

##### (1) 学校の設置者又は学校による調査

- ・【新】基本方針とガイドラインにより適切に対応。

##### i) 重大事態の発生と調査

- ・【拡】いじめの申立について、調査しないままいじめの重大事態ではないと判断できないことに留意。

##### ii) 調査結果の提供及び報告

- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供。

##### (2) 調査結果の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長又は都道府県知事による再調査及び措置

##### i) 再調査

- ・当該報告に係る対処又は同種の自体の発生防止のための必要があるときは再調査を実施。

##### ii) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・当該調査に係る対処又は同種の自体の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

#### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- ・国は策定から3年の経過を目途として、基本方針の見直しを検討。

# 第2次山口県学校安全推進計画の策定について

(平成29年12月策定予定)

学校安全・体育課

## 策定の概要(要点)

### 1 県計画の位置付け

山口県教育委員会では、学校保健安全法に基づき、国の学校安全の推進に関する計画に準じた山口県学校安全推進計画を平成27年3月に策定(努力義務)し、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進してきた。  
市町教育委員会においては、県計画を参酌して、学校安全推進計画を策定(努力義務)するとともに、各学校においては、学校安全計画を策定(義務)し、学校安全の推進に努めてきた。  
今回の県計画の策定に伴って、市町教育委員会及び各学校は計画の見直しを行う。

### 2 県計画策定の考え方

平成29年3月の国の第2次計画に準じた内容にするとともに、本県第1次計画における学校安全の取組について、県独自の成果と課題を明確にして、新たな方向性を具体的に示すことを意図して、「第2次学校安全推進計画」を策定する。

### 3 策定の内容

#### (1) 国「第2次学校安全の推進に関する計画」を参酌した内容

##### ◆ 考え方

これまでの国の取組の検証や、社会情勢の変化等を踏まえて、施策の基本的方向と具体的方策について明らかにする。

##### ◆ 新たな内容

###### ■ 学校安全の中核となる教職員の位置付け

→ 事故等の未然防止や事故対応への組織的な対応に備え、管理職のリーダーシップの下、中核となる教職員を中心とした体制を構築

###### ■ 系統的・体系的な教育をする観点から「カリキュラム・マネジメント」の確立

→ 様々な分野を横断する総合的な課題である安全を、深い学びにつなげるための、学習内容の関連づけ

###### ■ 主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の実現に向けた授業改善の必要性

→ 児童生徒等の適切な意思決定や行動選択につながるような指導の工夫・改善方策を検討

###### ■ 現代的課題への対応(国からの平成29年9月8日付け事務連絡による)

→ 弾道ミサイル発射に係る対応として、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを実施

#### (2) 県独自の主な内容

##### ◆ 考え方

県独自の取組として、人材育成や、やまぐち型地域連携教育の拡充、熊本地震等大規模災害の教訓を踏まえた具体的方策について明らかにする。

##### ◆ 新たな内容・拡充する内容

###### ■ キャリアステージに応じた、OJTによる研修の充実

→ 事件・事故への対応経験の少ない若手教職員の増加への備えや、全ての教職員が安全への意識をさらに高めていくための方策

###### ■ 防災担当部局等との連携強化

→ 大規模災害発生時の避難所開設等の想定や、新たな危機事象に対しての、危機管理に関する組織的な対応の在り方の改善

###### ■ やまぐち型地域連携教育の仕組みを生かした取組の充実

→ 地域人材や専門家等を活用して、優れた安全教育の普及・定着を図るとともに、地域ぐるみの防災等に向けた取組を充実

###### ■ 学習機会の充実

→ 自ら危険予測できる態度の育成に向けた危険予測学習の取組及び、避難訓練の工夫等による、実践力向上に向けた学習機会の充実

## 第2次山口県学校安全推進計画概要(案)

### 第1章 学校安全の現状と課題及び本計画の位置付け

#### 1 本県における学校安全のこれまでの取組

- ・ 地域ぐるみの体制整備が進んでいるが、学校安全の取組の更なる深化・充実が必要

#### 2 本県におけるこれまでの取組を踏まえた課題

- ・ 教職員の更なる研修
- ・ 実効性のある学習機会の充実
- ・ 児童等が自ら危険予測できる態度の育成
- ・ やまぐち型地域連携教育の仕組みを生かした取組の質と水準の向上

#### 3 「第2次山口県学校安全推進計画」の位置付け

- ・ 学校安全の質と水準の向上を図るために具体的な方向性と具体的方策を示すもの

### 目標設定

### 第2章 今後の学校安全推進の方向性

#### 1 めざすべき姿・学校安全の目標・基本方針

- ・ 全ての児童等が資質・能力を身につけること、事故の減少をめざす
- ・ 学校安全の目標
- ・ 基本方針

#### 2 施策目標

##### (1) 学校安全に関する組織的取組の推進

- ・ 中核となる教職員を中心とした組織的取組
- ・ 学校安全計画、マニュアルの周知

##### (2) 安全に関する教育の充実方策

- ・ 教育活動全体を通じた安全教育
- ・ 学校安全計画の改善

##### (3) 学校の施設及び設備の整備・点検

- ・ 施設の安全対策
- ・ 非常設備の整備等安全管理体制の充実

##### (4) 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止

- ・ 3領域の観点から通学路等の安全点検
- ・ 「学校事故対応に関する指針」に基づく対応

##### (5) 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- ・ 保護者、地域住民との連携体制構築
- ・ 外部専門家や関係機関との連携強化

※第2章「学校安全推進の方向性」は、1次計画第1章の2「学校安全の方向性」と関連する項立てである。これまでの取組・課題を踏まえて施策目標を5項目掲げ方向性を明確にした。

### 具体的方策

### 第3章 学校安全を推進するための方策

#### 1 学校安全に関する組織的取組の推進

##### (1) 学校における人的体制の整備

- ・ **【新】** 中核となる教職員の位置付けと育成
- ・ **【拡】** 地域人材や専門家等の活用

##### (2) 学校安全計画及び危機管理マニュアルの検証・周知の徹底

- ・ **【拡】** 検証と改善及び関係者への周知
- ・ **【新】** 「カリキュラム・マネジメント」の確立

##### (3) 学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実

- ・ **【拡】** キャリアステージに応じた資質・能力の向上
- ・ **【新】** OJTの推進
- ・ **【拡】** 学校安全の視点の明確化

#### 2 安全に関する教育の充実方策

##### (1) 「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進

- ・ **【拡】** 安全を守るための資質・能力の育成
- ・ **【拡】** 自助、共助、公助の視点を取り入れた教育課程編成

##### (2) 指導の改善・充実

- ・ **【新】** 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の実現に向けた授業改善
- ・ **【拡】** 危険予測学習資料の活用・充実
- ・ **【拡】** 日時等を事前に告げない避難訓練の実施
- ・ **【拡】** 地域学習の一環としての安全教育

##### (3) 現代的課題への対応

- ・ **【拡】** インターネット等の有害情報への対応、情報モラルの育成
- ・ **【新】** 弾道ミサイル発射に係る対応

#### 3 学校の施設及び設備の整備・点検

##### (1) 学校施設の安全性の確保のための整備

- ・ **【拡】** 耐震化や吊り天井落下防止への対応、災害への対策

##### (2) 学校における非常時の安全に関わる設備の整備・点検

- ・ **【拡】** AEDや防犯設備等の点検・管理や、教職員・児童等による使用訓練

#### 4 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止

##### (1) 学校における安全点検

- ・ **【拡】** 施設及び設備の安全点検、通学・通園路点検の確実な実施

##### (2) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

- ・ **【拡】** 危機管理マニュアルの周知・研修の推進を通じた教職員の安全意識の向上

#### 5 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

##### (1) 家庭、地域との連携・協働の推進

- ・ **【拡】** 地域ぐるみの防犯、安全教育、防災等の取組

##### (2) 関係機関との連携による安全対策の推進

- ・ **【拡】** 危機を想定した関係機関との連携の強化
- ・ **【新】** 避難所開設等に備えた防災担当部局との連携

## 学校安全計画(山口県) 項立て新旧比較

旧 ※H27. 3策定	新規・拡充	新(第2次) ※H29. 12策定予定
はじめに		はじめに
第1章 学校安全の現状と課題及び方向性		第1章 学校安全の現状と課題及び本計画の位置付け
1 本県における学校安全の現状と課題		1 本県における学校安全のこれまでの取組
2 本県における学校安全の方向性		2 本県におけるこれまでの取組を踏まえた課題
3 「山口県学校安全推進計画」の概要		3 「第2次山口県学校安全推進計画」の位置付け
		第2章 今後の学校安全推進の方向性
		1 めざすべき姿・学校安全の目標・基本方針
		2 施策目標
		(1) 学校安全に関する組織的取組の推進
		(2) 安全に関する教育の充実方策
		(3) 学校の施設及び設備の整備・点検
		(4) 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止
		(5) 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進
第2章 学校安全の推進に向けて		第3章 学校安全を推進するための方策
		1 学校安全に関する組織的取組の推進
	【新・拡】	(1) 学校における人的体制の整備
	【新・拡】	(2) 学校安全計画及び危機管理マニュアルの検証・周知の徹底
	【新・拡】	(3) 学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実
1 安全教育の充実		2 安全に関する教育の充実方策
(1) 安全教育充実のための視点	【新・拡】	(1) 「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進
(2) 教育方法の改善	【新・拡】	(2) 指導の改善・充実
(3) 安全教育に係る時間の確保	【拡】	(3) 現代的課題への対応
(4) 避難訓練の在り方の工夫・改善		
(5) 幼児児童生徒の状況に応じた安全教育		
(6) 情報社会への対応		
2 学校の施設及び設備の整備充実		3 学校の施設及び設備の整備・点検
(1) 学校施設の安全性確保のための整備充実	【拡】	(1) 学校施設の安全性の確保のための整備
(2) 学校における非常時の安全に関わる設備等の整備充実	【拡】	(2) 学校における非常時の安全に関わる設備の整備・点検
(3) 学校における避難所機能の充実		
		4 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止
3 学校における安全に関する組織的取組の充実		
(1) 学校安全計画の策定と内容の充実		
(2) 学校における人的体制の整備		
(3) 学校における安全点検の充実	【拡】	(1) 学校における安全点検
(4) 学校安全に関する教職員の研修等の推進		
(5) 事件・事故・災害発生時の対応の強化		
(6) 事件・事故・災害発生時における心のケア		
(7) 保健衛生面における危機管理の充実		
	【拡】	(2) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等
4 家庭、地域との連携体制の充実		5 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進
(1) 家庭との連携推進	【拡】	(1) 家庭、地域との連携・協働の推進
(2) 地域との連携推進		
	【新・拡】	(2) 関係機関等との連携による安全対策の推進
第3章 計画の推進に必要な事項		
1 本県における推進体制の整備		
(1) 学校安全の質的向上		
(2) 市町教育委員会、関係機関等との連携強化		
2 市町における推進体制の整備		
(1) 市町教育委員会を核とした連携体制づくり		
(2) 地域のボランティアを支える体制づくり		
(3) 学校運営を支える体制づくり		
資料編		資料編

## I 児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題

## 1 学校安全に関するこれまでの取組

- ・学校保健安全法の施行により学校安全の取組が計画的組織的に実施するための仕組みが構築

## 2 これまでの取組を踏まえた課題

- ・児童生徒等の発達段階、学校段階、地域特性に応じた学校安全の取組を全ての学校種において推進する必要

## 目標設定

## II 今後の学校安全の推進の方向性

## 1 目指すべき姿

- ・全ての児童等が資質・能力を身につけること、事故の減少をめざす

## 2 施策目標

## (1) 学校安全に関する組織的取組の推進

- ・中核となる教職員を中心とした組織的取組
- ・学校安全計画、マニュアルの策定・周知

## (2) 安全に関する教育の充実方策

- ・教育活動全体を通じた安全教育
- ・学校安全計画の改善

## (3) 学校の施設及び設備の整備充実

- ・施設の安全対策
- ・非常設備の整備等安全管理体制の充

## (4) 学校安全に関するPDCA サイクルの確立を通じた事故等の防止

- ・3領域の観点から通学路等の安全点検
- ・「学校事故対応に関する指針」に基づく対応

## (5) 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- ・保護者、地域住民との連携体制構築
- ・外部専門家や関係機関との連携強化

## 具体的方策

### Ⅲ 学校安全を推進するための方策

#### 1 学校安全に関する組織的取組の推進

##### (1) 学校における人的体制の整備

- ・【新】中核となる教員の役割の明確化
- ・【拡】地域人材や専門家等の活用

##### (2) 学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底

- ・【拡】策定、検証と改善
- ・【新】「カリキュラム・マネジメント」の確立

##### (3) 学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実

- ・【拡】キャリアステージに応じた資質・能力の具体化・明確化
- ・【拡】研修機会の充実や、校務の見直しによる負担軽減を通じた研修時間の確保

#### 2 安全に関する教育の充実方策

##### (1) 「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進

- ・【拡】安全を守るための資質・能力の向上
- ・【拡】自助、共助、公助の視点を取り入れた教育課程編成

##### (2) 優れた取組の普及を通じた指導の改善・充実

- ・【新】「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善
- ・【拡】先進的な取組の成果を広く共有・普及
- ・【拡】実践的な手法による避難訓練等の実施
- ・【拡】地域学習の一環としての安全教育

##### (3) 現代的課題への対応

- ・【拡】インターネット等の有害情報への対応、情報モラルの育成

#### 3 学校の施設及び設備の整備充実

##### (1) 学校施設の安全性の確保のための整備

- ・【拡】構造体の耐震化や体育館等の吊り天井の落下防止対策への支援
- ・【拡】津波への対策

##### (2) 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実

- ・【拡】AEDや防犯設備等の点検管理や複数配置、教職員による使用訓練
- ・【拡】情報機器の活用推進による情報管理や情報把握

#### 4 学校安全に関するPDCA サイクルの確立を通じた事故等の防止

##### (1) 学校における安全点検

- ・【拡】施設及び設備の安全点検、通学・通園路点検の確実な実施

##### (2) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

- ・【拡】危機管理マニュアルの周知・研修を通じた教職員の当事者意識の啓発

#### 5 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

##### (1) 家庭、地域との連携・協働の推進

- ・【拡】地域ぐるみの防犯、安全教育、防災等の取組

##### (2) 関係機関との連携による安全対策の推進

- ・【拡】危機を想定した関係機関との連携の強化
- ・【新】学校が避難所となる場合を想定した運営方策の検証・整備

## 報告事項

番号	件 名	主 管 課
1	平成30年度山口県公立小・中学校及び県立学校職員人事異動方針について	教 職 員 課
2	平成30年度(2018年度)山口県立学校職員(実習助手・寄宿舎指導員)採用候補者選考試験の結果について	教 職 員 課
3	平成30年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について	高 校 教 育 課
4	「朝鮮通信使に関する記録」のユネスコ記憶遺産への登録決定について	社会教育・文化財課
5	県立学校におけるいじめ重大事態の調査結果について ※別冊資料	学 校 安 全 ・ 体 育 課
6	平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について	学 校 安 全 ・ 体 育 課



## 平成30年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針

山口県教育委員会

未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」の育成のためには、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要である。

このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全県的な視野に立って、適材を適所に配置する。

### 記

1 各学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。

なお、同一校勤務が、小・中学校においては7年、県立学校においては10年（小・中学校採用者は7年）を超える者については、原則として異動を行う。

2 校長、教頭等の管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有する者で、教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を選任する。さらに、女性管理職候補者の採用・昇任に努める。

3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、実践的指導力を高めることができるよう、計画的な配置を行う。

4 地域間、小・中・高等学校と特別支援学校間等の人事交流を推進する。

特に、小・中学校においては、地域間及び規模の異なる学校間の交流を、また、高等学校においては、全日制・定時制・通信制課程間、普通科・専門学科・総合学科高校間及び普通科高校の地域間の交流を、さらに、特別支援学校においては、特別支援学校間及び小・中・高等学校等との交流を積極的に行う。

平成30年度(2018年度)山口県立学校職員(実習助手・寄宿舎指導員)採用  
候補者選考試験の選考結果について

教職員課

記

1 概要

実習助手志願者については、68人のうち、57人が受験し、選考の結果、9人を採用候補者名簿の登載予定者としました。

寄宿舎指導員については、志願者15人のうち、12人が受験し、1人を登載予定者としました。

倍率は、実習助手が6.3倍、寄宿舎指導員が12.0倍となりました。

職種、選考区分、志願区分別の採用候補者名簿登載予定者数、倍率等は、次のとおりです。

職種	選考区分	志願区分		志願者数	受験者数	登載予定者数	倍率
					A	B	
実習助手	一般選考	普通教科		38 (25)	30 (21)	2 (1)	15.0 (21.0)
		農業	土木造園林業系	8 (-)	8 (-)	1 (-)	8.0 (-)
			工業	機械系	10 (15)	7 (14)	2 (2)
		電気系		3 (4)	3 (2)	2 (1)	1.5 (2.0)
		土木建築系		5 (-)	5 (-)	1 (-)	5.0 (-)
		水産	食品系	3 (-)	3 (-)	1 (-)	3.0 (-)
		身体障害者を対象とした選考	一般選考の志願区分と同じ		1 (1)	1 (1)	0 (0)
	合計				68 (57)	57 (48)	9 (6)
寄宿舎指導員				15 (17)	12 (14)	1 (1)	12.0 (14.0)

注 ・ ( ) 内の数字は、昨年度のもの。

2 その他

教員採用予定者と同様、採用予定者を対象に着任するまでの心構え等について学ぶ研修を、12月27日(水)、28日(木)に実施します。

《参考》

平成30年度（2018年度）山口県立学校職員（実習助手・  
寄宿舍指導員）採用候補者選考試験の実施について

教 職 員 課

1 選考区分、志願区分、採用見込者数及び職務の概要

職種	選考区分	志願区分	採用見込者数	職務の概要	
実習助手	一般選考	普通教科	2人程度	普通教科の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	
		農 業	土木造園林業系	1人程度	農業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
		工 業	機械系	2人程度	工業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
			電気系	1人程度	
		土木建築系	1人程度		
	水産	食品系	1人程度	水産の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	
	身体障害者を対象とした選考	一般選考の志願区分と同じ	1人程度	一般選考の「職務の概要」と同じ	
寄宿舍指導員	/		1人程度	特別支援学校の寄宿舍における児童、生徒の日常生活上の世話及び生活指導（食事、入浴等日常生活全般に関わる指導）に従事する。（夜間勤務有り。）	

2 受験資格

昭和43年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者  
実習助手（農業・工業・水産）については、別に資格要件が必要

3 志願書類等の受付期間

平成29年9月14日（木）から10月3日（火）まで

4 試験の期日・場所

- (1) 期 日 平成29年10月29日（日）  
(2) 場 所 山口県セミナーパーク

5 試験の内容

- (1) 実習助手（普通教科）・寄宿舍指導員  
教養試験、小論文、面接、適性検査  
(2) 実習助手（農業・工業・水産）  
教養試験、専門教科試験、面接、適性検査

6 採用候補者名簿登載予定者の発表等

- (1) 日 時 平成29年11月24日（金）午前9時  
(2) 内 容 採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載  
(3) 場 所 山口県庁エントランスホール  
山口県教育委員会の教職員課のホームページ

# 平成30年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について

## 公立高等学校入学者選抜実施要領（概要）

### 1 募 集

#### (1) 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

- ア 中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）の卒業生
- イ 平成30年3月中学校卒業見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

#### (2) 募集方法

ア 募集は、第一次募集、推薦入学、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜及び第二次募集とする。

第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、合格者が募集人員に満たない学校、学科（体育コースは学科として取り扱う。以下同じ。）について実施する。

イ 山口県立宇部高等学校、下関西高等学校及び萩高等学校の探究科に属する人文社会科学科と自然科学科は、一括して募集（以下「くくり募集」という。）を行う。

#### (3) 通学区域

山口県公立高等学校（以下「高等学校」という。）全日制課程の通学区域は、「山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則」及び「下関市立高等学校管理規則」の定めるところによる。

なお、山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科については、県外からも募集を行い、県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の10%に相当する人数（一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以内とする。

### 2 第一次募集

#### (1) 日 程

- ア 志願登録の期間 2月 9日（金）から2月15日（木）午前10時まで
- イ 出願の期間 2月20日（火）から2月23日（金）午前10時まで
- ウ 学力検査 **3月 7日（水）**
- エ 選抜結果の発表 3月15日（木）午前10時

#### (2) 志願登録

第一次募集に出願しようとする志願者は、第一志願の課程・学科について、在学又は卒業中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、志願先高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）宛てに入学志願の登録をする。

#### (3) 出 願

志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一の学校については、他の学科、他の課程又は本・分校を第二志願として出願することができる。

#### (4) 学力検査

ア 実施教科  
国語、社会、数学、理科及び英語（英語はリスニングテストを含む。）

イ 配 点  
各教科とも50点とする。

ウ 検査時間割  
右の表のとおりである。

学力検査時間割表

時限	教科	検査時間
1	国語	9:00～9:50 (50分)
	( 休 憩 )	
2	数学	10:10～11:00 (50分)
	( 休 憩 )	
3	英語	11:20～12:10 (50分)
	( 昼 食 )	
4	社会	13:00～13:50 (50分)
	( 休 憩 )	
5	理科	14:10～15:00 (50分)

(5) 定時制課程における特例措置

- ア 定時制課程において、平成30年4月1日現在、満18歳以上の志願者で、特例措置を希望する者については、学力検査を行わず、小論文でこれに代えることができる。
- イ 特例措置を希望する志願者は、願書とあわせて、定時制課程特例措置申請書を高等学校長に提出する。

(6) 面接・小論文・実技検査・学校指定教科検査

第一次募集において、面接・小論文・実技検査・学校指定教科検査を実施できる。

(7) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び面接、小論文、実技検査、学校指定教科検査の結果等を資料として、各高等学校、学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、高等学校長が行う。

3 推薦入学

(1) 実施学校・学科及び募集人員

- ア 推薦入学は、全日制課程において実施する。
- イ 推薦入学を実施する際の募集人員は、次の表のとおりとし、この範囲内で高等学校長が定める。

実施学科・コース	募集人員
全ての学科・コース (普通科体育コースを除く。)	入学定員の50%に相当する人数以内
普通科体育コース	入学定員の75%に相当する人数以内

(注 いずれも一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。以下同じ。)

- ウ 山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科について、推薦入学により県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の5%に相当する人数以内とする。

(2) 日 程

- ア 出願の期間 1月26日(金)から1月31日(水)午前10時まで
- イ 面接等の実施日 **2月 7日(水)** (2月8日(木)にも行うことが可能)
- ウ 選抜結果の通知 2月15日(木)午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

- ア 平成30年3月中学校卒業見込みの者
- イ 当該学校、学科・コースに対する適性及び興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であるとともに、当該学校、学科・コースの教育課程を修了するに足る能力を有すること。
- ウ 高等学校長が定める推薦要件を満たしていること。

(4) 出 願

志願者は、願書及び志願理由書を、出願の期間中に、中学校長を経由して、高等学校長に提出する。

(5) 面接・小論文・実技検査

推薦入学において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された推薦書、調査書、志願理由書及び面接、小論文、実技検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

#### 4 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

##### (1) 実施学校及び募集人員

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、山口県立周防大島高等学校〔普通科・地域創生科〕（以下「連携高等学校」という。）において実施する。

募集人員は、入学定員内とし、特に定めない。

##### (2) 日 程

ア 出願の期間 1月26日（金）から1月31日（水）午前10時まで

イ 面接等の実施日 **2月 7日（水）**（2月8日（木）にも行うことが可能）

ウ 選抜結果の通知 2月15日（木）午前10時以降に中学校長及び本人に通知

##### (3) 応募資格

周防大島町立久賀中学校、大島中学校、東和中学校及び安下庄中学校のいずれかの中学校を平成30年3月卒業見込みの者で、中高一貫教育における活動の記録を提出できるもの

##### (4) 出 願

志願者は、願書及び活動の記録を、出願の期間中に、(3)の応募資格に掲げる中学校の校長（以下「連携中学校長」という。）を経由して、連携高等学校の校長（以下「連携高等学校長」という。）に提出する。

##### (5) 面接・小論文

連携型入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。

##### (6) 選 抜

選抜は、連携中学校長から送付された活動の記録及び面接、小論文の結果等を資料として、連携高等学校長が行う。

#### 5 第二次募集

##### (1) 実施学校・学科及び募集人員

第二次募集を実施する学校、学科及び第二次募集に係る募集人員等は、3月15日（木）に県教育委員会が発表する。

##### (2) 日 程

ア 出願の期間

全日制課程 3月16日（金）～3月20日（火）午後2時まで

定時制課程 3月16日（金）～3月26日（月）正午まで

イ 面接等の実施日

全日制課程 3月22日（木）

定時制課程 3月27日（火）

ウ 選抜結果の発表

全日制課程 3月23日（金）正午

定時制課程 3月28日（水）正午

##### (3) 応募資格

平成30年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検した者で、公立高等学校の入学確定者以外のものが応募できる。

なお、定時制課程については、学力検査を受検しなかった者も応募できる。

##### (4) 出 願

出願は、第一次募集に準じて行う。

##### (5) 面接・小論文・実技検査等

第二次募集において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

##### (6) 選 抜

選抜は、第一次募集に準じて行う。

## 県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要領（概要）

### 1 募 集

#### (1) 応募資格

障害の程度が、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次の各号のいずれかに該当するものが応募できる。

ア 特別支援学校中学部の卒業生及び平成30年3月卒業見込みの者

イ 中学校の卒業生及び平成30年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

#### (2) 入学定員

入学定員は、山口県教育委員会が別に定める。

### 2 出 願

#### (1) 願書の受付

2月1日（木）から2月14日（水）午前10時までとする。

(2) 志願者は、出身学校長を経て入学願書及び調査書（いずれも各学校所定のもの）を受付期間中に、志願先学校の校長に提出する。

### 3 検 査

検査は、**3月2日（金）**に各学校において実施する。

### 4 選 抜

選抜は、出身学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のため各学校が実施する諸検査の結果等を資料として、校長が行う。

### 5 選抜結果の処理等

(1) 校長は、3月12日（月）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

(2) 第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、定員に満たない学校について、次により実施する。

ア 出願の期間

3月12日（月）午後3時から3月15日（木）午後3時までとする。

イ 第一次募集で出願した学校に出願することはできない。

ウ 第二次募集を実施する学校及び募集人員については、3月12日（月）正午以降、県教育委員会（TEL 083-933-4615）に問い合わせること。

エ 二次検査

3月16日（金）に各学校において実施する。

オ 二次発表

3月20日（火）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

「朝鮮通信使に関する記録-17世紀～19世紀の日韓間の平和構築と文化交流の歴史」  
のユネスコ記憶遺産への登録決定について

1 登録名

朝鮮通信使に関する記録-17世紀～19世紀の日韓間の平和構築と文化交流の歴史

2 申請者（日韓2団体によるユネスコへの共同申請）

《日本側》NPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会（理事長：松原一征（まつばらかずゆき））

《韓国側》財団法人釜山文化財団（代表理事：柳鐘穆（ユ・ジョンモク））

3 概要

朝鮮通信使に関する記録は、1607年～1811年までの間に、江戸幕府の招請により朝鮮国から日本国へ派遣された外交使節団に関する資料で、両国の歴史的経験に裏付けられた平和的・知的遺産であり、恒久的な平和共存関係と異文化尊重を志向する人類共通の課題を解決するものとして、顕著で普遍的な価値を有している。

4 登録決定の日

平成29年10月30日（月）（現地時間：フランス・パリ）

5 登録資料

日韓両国所在の朝鮮通信使に関する外交、旅程及び文化交流の記録：111件333点

《内訳》日本：48件209点、韓国：63件124点

【うち県内所在分（8件25点）】

区分	資料名	指定	所蔵
山口県	正徳元年朝鮮通信使進物目録（1点）	国重文	山口博物館
	朝鮮信使御記録（13点）	—	文書館
下関市	朝鮮通信使副使任守幹 壇ノ浦懷古詩（1点）	下関市指定	赤間神宮
	宝暦14年朝鮮通信使正使趙曦書帖（1点）	—	下関市立 歴史博物館
	波田嵩山朝鮮通信使唱酬詩並筆語（6点）	下関市指定	
	延享5年朝鮮通信使登城行列図（1巻）	—	
金明国筆拾得図（1幅）	—		
上関町	朝鮮通信使船上関来航図（1点）	上関町指定	超専寺



## 〈参考1〉「ユネスコ記憶遺産（世界の記憶<sup>注</sup>）」について

世界的重要性を有する記録遺産の保護と振興を目的に、平成4年（1992年）に開始されたユネスコの事業で、手書き原稿、書籍、ポスター、図面、地図、写真、映画等の記録物を対象として認定・登録（2年に1回）。

なお、申請は1か国2件以内とされているが、複数国による共同申請の場合はこの枠とは別に直接ユネスコへ申請が可能とされている。

（注） 日本ユネスコ国内委員会は、平成28年6月に原語（Memory of the World）の和訳をこれまでの「ユネスコ記憶遺産」から「世界の記憶」に変更したが、本件については、申請者が引き続き「ユネスコ記憶遺産」を使用していることを尊重し、当該表記を使用している。

### ○登録状況について

427件（平成29年（2017年）10月現在）

（登録例：フランスの人権宣言、ゲーテの直筆文学作品・日記・手紙等）

うち日本7件

- ・「山本作兵衛炭坑記録画・記録文書」（平成23年（2011年）登録）
- ・「御堂関白記」、「慶長遣欧使節関係資料」（平成25年（2013年）登録）
- ・「東寺百合文書」、「舞鶴への生還」（平成27年（2015年）登録）
- ・「朝鮮通信使に関する記録」、「上野三碑」（平成29年（2017年）登録）

## 〈参考2〉「NPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会」について

【理事長】松原 一征（対州海運株式会社代表取締役社長）

【事務局】対馬市

【構成】19市町区、70民間団体

日光市、東京都台東区、静岡市、白山市、名古屋市、長浜市、大垣市、彦根市、近江八幡市、京都市、神戸市兵庫区、たつの市、瀬戸内市、福山市、呉市、下関市、上関町、壱岐市、対馬市

【下部組織】朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産日本推進部会（ユネスコ申請準備等を所管）

※山口県は、滋賀県、福岡県、長崎県とともに部会にオブザーバー参加

## 平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について(概要)

### 1 要 旨

文部科学省が全国における標記調査の結果を取りまとめたところであり、当該結果における山口県の状況について公表する。

### 2 調査対象

国・公・私立の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校

#### 【山口県公立学校数】

小学校295校、中学校149校（中等教育学校前期課程1校を含む）、  
高等学校53校（中等教育学校後期課程1校を含む）、特別支援学校12校

### 3 山口県公立学校における生徒指導上の諸課題の現状

	山 口 県		全 国		
	発生数 (増減)	発生率 (増減)	発生数 (増減)	発生率 (増減)	
暴力行為の 発生件数 (小・中・高・中等)	500件 (▲71)	3.9件 (▲0.5)	55,651件 (+2,316)	4.7件 (+0.2)	
いじめの 認知件数 (小・中・高・中等・特)	2,875件 (+395)	21.9件 (+3.3)	314,255件 (+96,829)	26.2件 (+8.2)	
不登校 児童生徒数 (小・中・高・中等)	小学校	267人 (+8)	3.9人 (+0.2)	30,175人 (+2,846)	4.7人 (+0.4)
	中・中等前期課程	913人 (+12)	26.0人 (+0.9)	98,956人 (+4,396)	31.4人 (+1.9)
	高・中等後期課程	102人 (+5)	4.1人 (+0.2)	37,063人 (▲759)	16.4人 (▲0.2)
高等学校の 中途退学者数 (高・中等後期課程)	135人 (+12)	0.52% (+0.05)	29,963人 (▲1,128)	1.29% (▲0.04)	

※ 暴力行為発生率、いじめ認知率、不登校出現率については、児童生徒1,000人当たりの数。

平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について(公立学校)

(1) 暴力行為(小・中・高等学校及び中等教育学校)

資料1

※( )内は前年度との比較

区分	山口県		全国		
	発生件数	発生率(件)	発生件数	発生率(件)	
小	公立	138 (+10)	2.0 (+0.2)	22,246 (+5,385)	3.5 (+0.9)
	国公私小計	139 (+11)	2.0 (+0.2)	22,847 (+5,710)	3.5 (+0.9)
中	公立	329 (▲76)	9.4 (▲1.9)	28,908 (▲2,974)	9.2 (▲0.8)
	国公私小計	340 (▲72)	9.2 (▲1.7)	30,148 (▲2,973)	8.8 (▲0.7)
高	公立	33 (▲5)	1.3 (▲0.2)	4,497 (▲95)	1.9 (▲0.1)
	国公私小計	65 (+4)	1.7 (+0.1)	6,462 (▲243)	1.8 (▲0.1)
計	公立	500 (▲71)	3.9 (▲0.5)	55,651 (+2,316)	4.7 (+0.2)
	国公私合計	544 (▲57)	3.8 (▲0.3)	59,457 (+2,494)	4.4 (+0.2)

※ 発生率は、児童生徒1,000人当たりの発生件数

○ 本県の状況

(ア) 公立学校における暴力行為の発生件数は、500件(小学校138件、中学校329件、高等学校33件)で、前年度より71件減少した。暴力行為発生率は全国数値を下回っている。

(イ) 暴力行為が発生した公立学校は、全学校の34.3%(小学校22.3%、中学校58.9%、高等学校31.1%)であり、前年度と比べ2.5ポイント増加している。

(ウ) 10件以上発生した学校は、中学校7校(全中学校の4.7%)、小学校1校(全小学校の0.3%)であり、この8校(110件)で全暴力行為の22.0%を占める。[高等学校は0校]

(エ) 形態別は、「生徒間暴力」が313件(小学校82件、中学校210件、高等学校21件)で最も多く、「対教師暴力」119件、「器物損壊」59件、「対人暴力」9件と続く。

(オ) 学年別加害児童生徒数をみると、中学2年生が最も多く128人(24.6%)、次に中学1年生が120人(23.0%)、中学3年生が93人(17.9%)と続き、中学生が全体の65.5%を占めている。[小学生140人(26.9%)、高等生40人(7.7%)]

(2) いじめ(小・中・高・中等教育学校及び特別支援学校)

資料2

( )内は前年度との比較

区分	山口県		全国		
	認知件数	認知率(件)	認知件数	認知率(件)	
小	公立	1,888 (+329)	27.6 (+5.1)	234,333 (+84,817)	36.8 (+13.5)
	国公私小計	1,890 (+330)	27.3 (+5.0)	237,921 (+86,731)	36.6 (+13.5)
中	公立	891 (+70)	25.4 (+2.5)	68,291 (+11,339)	21.7 (+3.9)
	国公私小計	947 (+108)	25.6 (+3.4)	71,309 (+11,887)	20.8 (+3.7)
高	公立	79 (▲14)	3.1 (▲0.5)	10,017 (+303)	4.3 (+0.2)
	国公私小計	123 (▲1)	3.3 (+0.0)	12,874 (+220)	3.7 (+0.1)
特	公立	17 (+10)	9.8 (+5.7)	1,614 (+370)	11.9 (+2.5)
	国公私小計	19 (+12)	11.0 (+7.0)	1,704 (+430)	12.2 (+2.8)
計	公立	2,875 (+395)	21.9 (+3.3)	314,255 (+96,829)	26.2 (+8.2)
	国公私合計	2,979 (+449)	20.4 (+3.2)	323,808 (+99,268)	23.9 (+7.5)

※ 認知率は、児童生徒1,000人当たりの認知件数

○ 本県の状況

(ア) 公立学校におけるいじめの認知件数は、2,875件（小学校1,888件、中学校891件、高等学校79件、特別支援学校17件）であり、前年度より395件増加した。

(イ) 認知したいじめのうち、年度内に解消したものは77.7%である。

(ウ) 学年別いじめ認知件数（特別支援学校を含む）は、小学生では2年生から6年生までほぼ同様の認知件数であり、小学生の占める割合は全体の65.7%である。  
中学生では、1年生が最も多く489件（17.0%）、次に2年生が285件（9.9%）、3年生が118件（4.1%）であり、中学生の占める割合は全体の31.0%である。  
高校生の占める割合は全体の3.3%である。

(エ) いじめの態様（複数回答）については、全ての校種で「冷やかしやからかい、悪口、脅し文句」が最も多く、小学校1,177件（54.9%）、中学校586件（56.1%）、高等学校55件（55.5%）である。次に小学校では「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」が350件（16.3%）、中学校では「仲間はずれ、集団による無視」が99件（9.5%）、高等学校では「パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」が23件（22.8%）と続く。

(3) 不登校

**資料3**

○ 本県の小・中学校及び中等教育学校前期課程の状況

（ ）内は前年度との比較

区 分	山 口 県		全 国		
	不登校児童生徒数	出現率(人)	不登校児童生徒数	出現率(人)	
小	公 立	267 (+8)	3.9 (+0.2)	30,175 (+2,846)	4.7 (+0.4)
	国公私小計	268 (+9)	3.9 (+0.2)	31,151 (+3,570)	4.8 (+0.6)
中	公 立	913 (+12)	26.0 (+0.9)	98,956 (+4,396)	31.4 (+1.9)
	国公私小計	939 (+14)	25.4 (+0.9)	103,247 (+4,819)	30.1 (+1.8)
計	公 立	1,180 (+20)	11.4 (+0.4)	129,131 (+7,242)	13.6 (+0.9)
	国公私合計	1,207 (+23)	11.4 (+0.4)	134,398 (+8,389)	13.5 (+0.9)

※ 出現率は、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数

○ 本県の状況

(ア) 公立小・中学校において年30日以上欠席した不登校児童生徒数は、1,180人で、前年度より20人増加した。児童生徒1,000人当たりの出現率は11.4人と全国的にも低い水準である。

(イ) 校種別では、小学校267人で前年度より8人増加、中学校913人で12人増加した。出現率は、小学校3.9人、中学校26.0人であり、全国平均（小学校4.7人、中学校31.4人）を下回っている。

(ウ) 学年別不登校児童生徒数をみると、小学校6年生の86人から中学校1年生が238人、中学校2年生が333人と段階的に大幅な増加が見られ、中学校の不登校児童生徒数の割合は全体の77.3%を占める。

(エ) 不登校児童生徒の在籍する学校の割合は、小学校38.3%、中学校77.2%である。

(オ) 指導の結果、年度内に登校できるようになった児童生徒は、小学校23.6%、中学校23.3%である。（小・中合わせて23.4%の児童生徒が復帰）

(カ) 小学校の不登校の要因は、「『無気力』の傾向がある（32.2%）」、「『不安』の傾向がある（26.6%）」で全体の58.8%を占める。「『無気力』の傾向がある」不登校児童のうち、この理由として「家庭に係る状況（62.8%）」、「学業の不振（24.4%）」が多い。また、「『不安』の傾向がある」不登校児童のうち、この理由として「家庭に係る状況（47.9%）」が多い。

(キ) 中学校の不登校の要因は、「『無気力』の傾向がある(30.8%)」、「『不安』の傾向がある(26.6%)」で全体の57.4%を占める。「『無気力』の傾向がある」不登校生徒のうち、この理由として「家庭に係る状況(40.2%)」、「学業の不振(33.5%)」が多い。また、「『不安』の傾向がある」不登校生徒のうち、この理由として「いじめを除く友人関係をめぐる問題(41.2%)」が多い。

○ 本県の高등학교及び中等教育学校後期課程の状況 ( )内は前年度との比較

区 分	山 口 県		全 国	
	不登校生徒数	出現率(人)	不登校生徒数	出現率(人)
公 立	102 (+5)	4.1 (+0.2)	37,063 (▲759)	16.4 (▲0.2)
国公私合計	262 (+37)	7.5 (+1.1)	48,579 (▲1,012)	14.7 (▲0.2)

※ 出現率は、生徒1,000人当たりの不登校生徒数

(ア) 公立高等学校における不登校生徒数は102人であり、前年度より5人増加した。

(イ) 生徒1,000人当たりの出現率は4.1人であり、全国的にも低い水準である。

(ウ) 不登校の要因は、「『不安』の傾向がある(26.5%)」、「『無気力』の傾向がある(23.5%)」で全体の50.0%を占める。「『不安』の傾向がある」不登校生徒のうち、この理由として「学校及び家庭に係るものではない(33.3%)」、「入学、転編入学、進級時の不適応(22.2%)」、「家庭に係る状況(14.8%)」が多い。また、「『無気力』の傾向がある」不登校生徒のうち、この理由として「学校及び家庭に係る状況ではない(58.3%)」が多い。

#### (4) 中途退学(高等学校及び中等教育学校後期課程)

**資料 4**

( )内は前年度との比較

区 分	山 口 県		全 国	
	中途退学者数	中途退学率(%)	中途退学者数	中途退学率(%)
公 立	135 (+12)	0.52 (+0.05)	29,963 (▲1,128)	1.29 (▲0.04)
国公私合計	430 (+28)	1.14 (+0.08)	47,623 (▲1,378)	1.36 (▲0.04)

○ 本県の状況

(ア) 公立高等学校の中途退学者数は135人であり、前年度より12人増加した。

(イ) 中途退学率は0.52%であり、全国的にも低い水準である。

(ウ) 中途退学の理由としては、「学校生活・学業不適応」が32.6%で最も多く、次に「進路変更」が28.1%となっている。

#### (5) 生徒指導上の諸課題の解決に向けた主な取組

ア 心の教育の基盤となる開発的生徒指導の推進

- ・ 児童生徒の夢や希望を育むキャリア教育・進路指導の充実
- ・ 児童生徒の心の成長を支援する「心をひらき、心をみがき、心をつたえあう」教育の一層の推進
- ・ A F P Y等の体験活動を活用したコミュニケーション能力の向上等による望ましい人間関係づくりの推進
- ・ 生徒指導の充実による生活規律や学習規律等の徹底
- ・ 高等学校における、生徒の多様なニーズに対応した特色ある学校づくりの推進
- ・ 中学生を対象とした高等学校の体験入学等実施による学校理解の推進

- イ 問題行動や不登校等の未然防止に向けた組織的な取組の充実
- ・ 小中高の異校種間連携による、児童生徒理解に基づいた早期の支援及び継続性のある生徒指導・教育相談の推進
  - ・ 児童生徒の適切なインターネット利用対策へ向けた、情報モラル教育の充実及び保護者等への啓発の促進
  - ・ 学校適応感調査「F i t」（小・中・高校生版）の積極的活用による児童生徒理解及び支援の促進
  - ・ 「心をつなぐ1・2・3運動」等による、欠席者に関する早期の情報共有・組織的支援の一層の充実
  - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等による専門家を活用した生徒指導・教育相談体制の一層の充実・強化
  - ・ 市町教委と連携した、加配教員の配置による学校への支援
  - ・ 高等学校中途退学に至った場合の指導資料「新しい進路に向けて」を活用した学び直しや就労へ向けた支援
- ウ 学校・家庭・地域が連携した体制づくり
- ・ 学校と保護者の緊密な連携による、組織的で適切・丁寧な指導・支援
  - ・ 外部専門家や地域人材の参画を得た「学校いじめ対策委員会」を中核とする、学校組織体制の充実
  - ・ コミュニティ・スクール、地域協育ネットの機能や家庭教育支援チーム等を活用し、学校・家庭・地域が一体となった、子どもたちの学びと育ちを見守り支援する体制づくりの推進
  - ・ 警察、児童相談所等の関係機関や少年安全サポーター等専門家との緊密な連携による、課題を抱える児童生徒への立ち直り支援

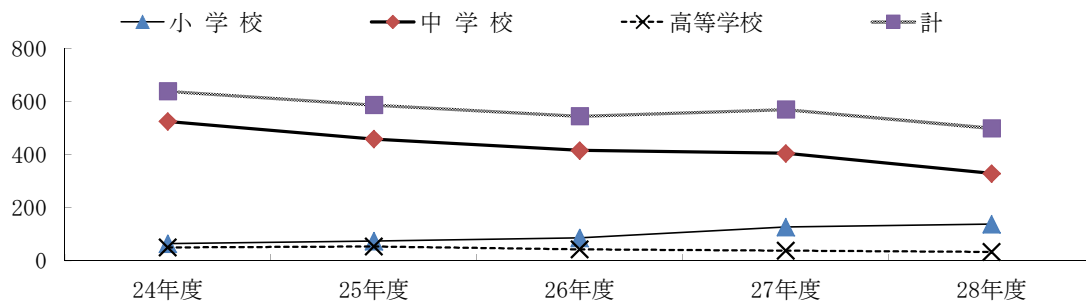
## 暴力行為の状況（H28山口県）

速報値

（文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から）

暴力行為の定義「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」

## ＜発生件数の推移＞



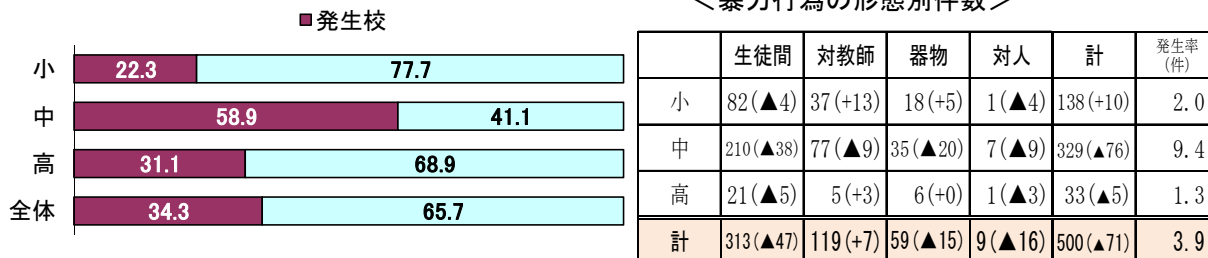
区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	65	75	87	128	138
中学校	525	459	416	405	329
高等学校	50	54	43	38	33
計	640	588	546	571	500

## ＜全国との比較＞

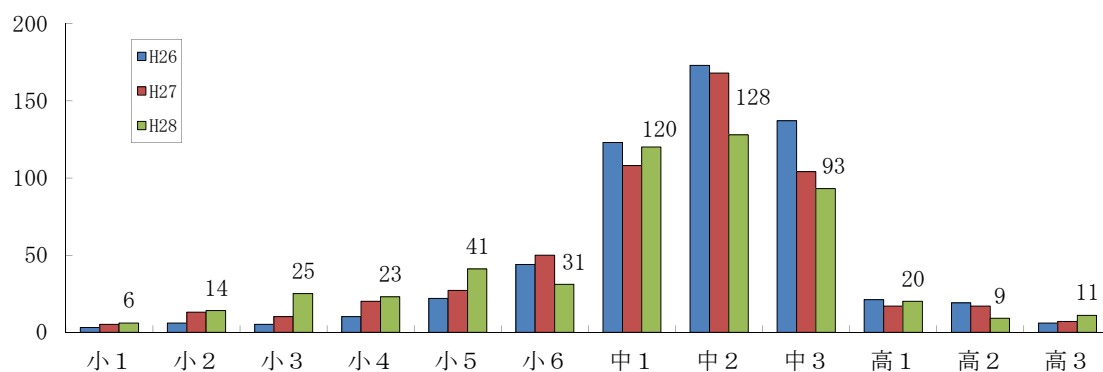
（ ）内は前年度との比較

区 分	山 口 県		全 国	
	発生件数	発生率(件)	発生件数	発生率(件)
公 立	500 (▲71)	3.9(▲0.5)	55,651(+2,316)	4.7(+0.2)

## ＜暴力行為の形態別件数＞



## ＜学年別加害児童生徒数＞

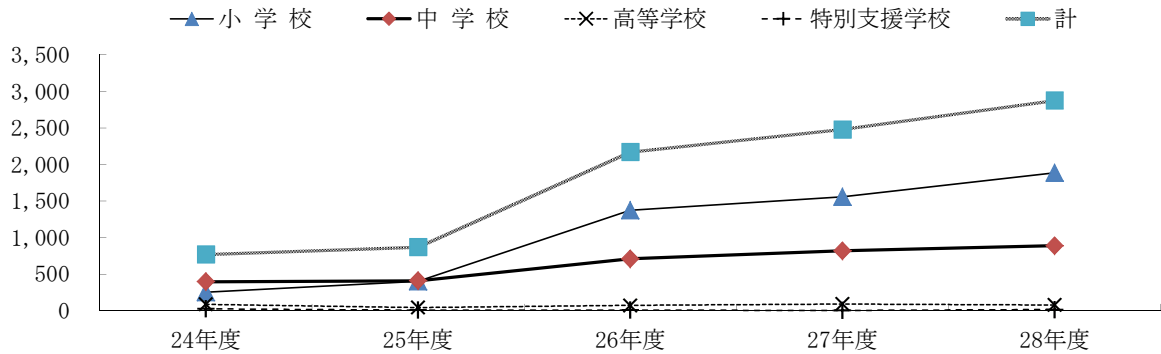


いじめの状況（H28山口県）

（文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から）

いじめの定義「児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

<認知件数>



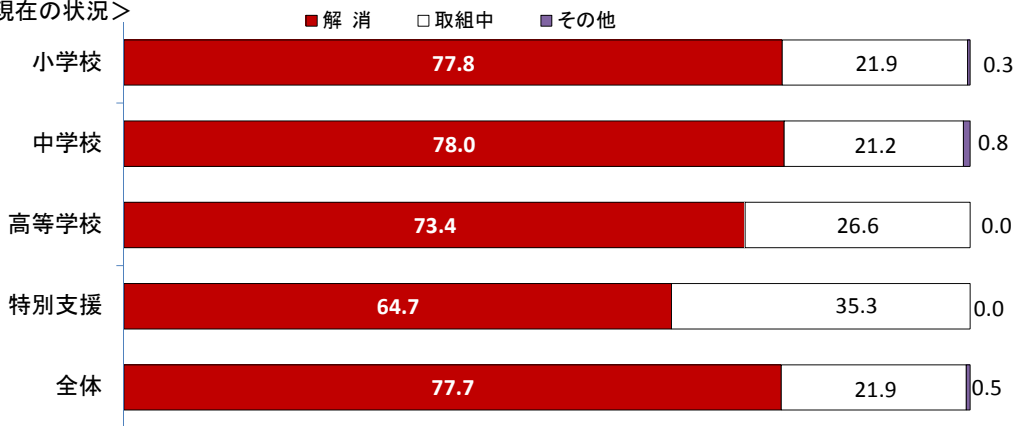
区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小 学 校	255	403	1,374	1,559	1,888
中 学 校	399	412	711	821	891
高等学校	90	45	74	93	79
特別支援学校	27	11	11	7	17
計	771	871	2,170	2,480	2,875

<全国との比較>

（ ）内は前年度との比較

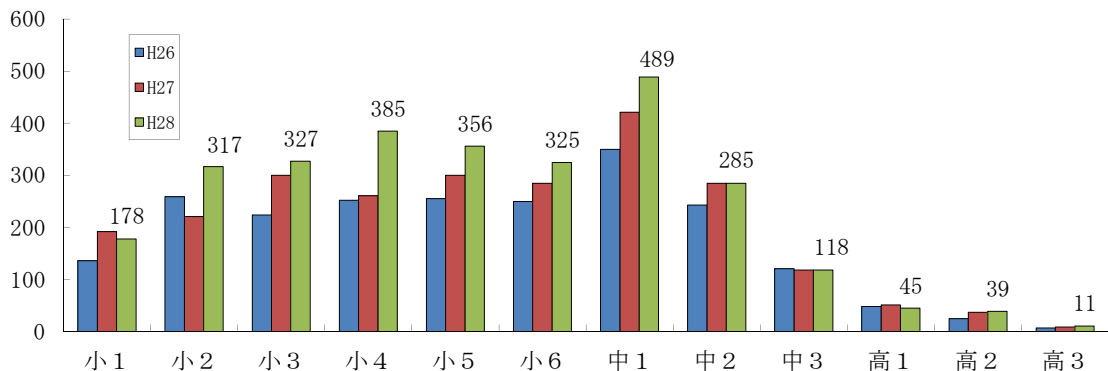
区 分	山 口 県		全 国	
	認知件数	認知率(件)	認知件数	認知率(件)
公 立	2,875(+395)	21.9(+3.3)	314,255(+96,829)	26.2(+8.2)

<いじめの現在の状況>



※ いじめの解消には、少なくとも3カ月を目安にした期間が必要なため、本調査において、1月から3月に発生したいじめは解消と判断できない。

<学年別いじめ認知件数> ※ 特別支援含む





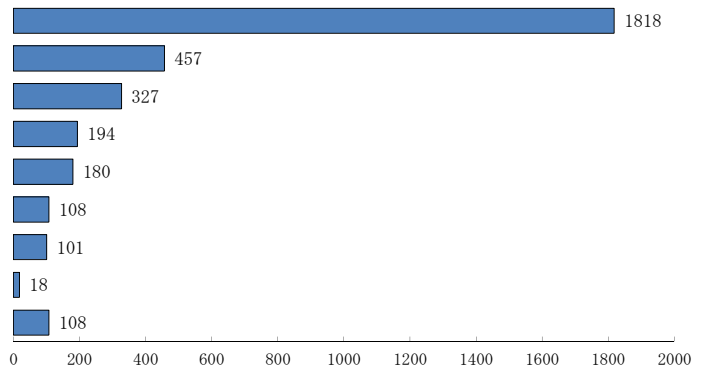
（文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から）

（注）いじめについては、公立小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における認知件数をまとめている。

**【いじめの定義】**  
 本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。  
 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。  
 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

<いじめの態様（複数選択）>

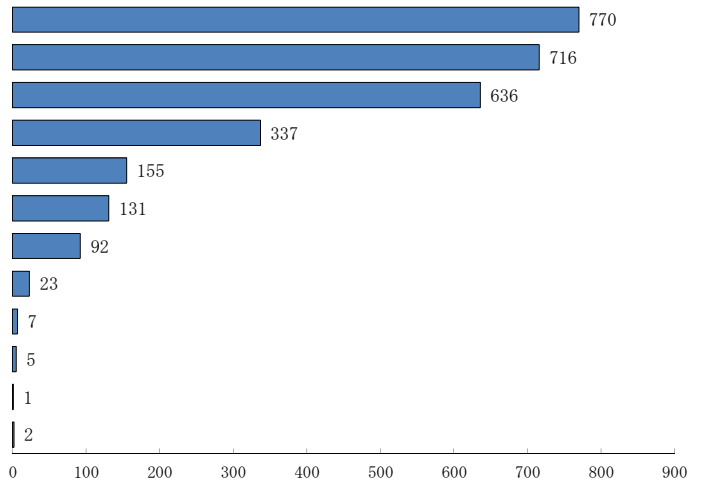
冷やかす、からかい、悪口、脅し文句	1,818 (+296)
軽くぶつかる、叩く、ける	457 (+16)
仲間はずれ、集団による無視	327 (-78)
嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことの強要	194 (-8)
金品を隠す、壊す、捨てる等	180 (+58)
ひどくぶつかる、叩く、ける	108 (-12)
パソコンや携帯電話等での誹謗中傷	101 (+6)
金品のたかり	18 (+1)
その他	108 (+21)
計	3,311 (+300)



( ) 内は前年度比

<いじめ発見のきっかけ>

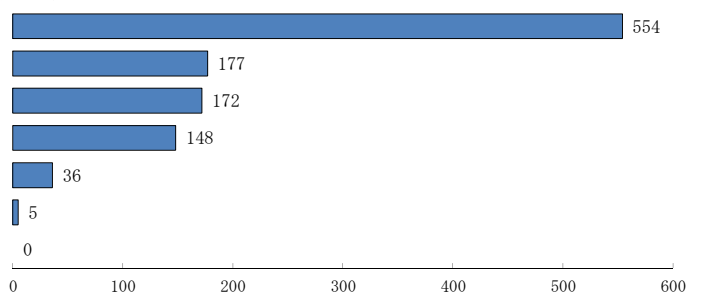
アンケート調査などにより発見	770 (+206)
本人の保護者からの訴え	716 (+46)
本人からの訴え	636 (+72)
学級担任が発見	337 (+43)
本人以外の児童生徒からの訴え	155 (+37)
担任以外の教職員が発見	131 (+2)
本人保護者以外の保護者からの訴え	92 (-2)
養護教諭が発見	23 (+5)
学校以外の関係機関からの情報	7 (-5)
地域住民からの情報	5 (-3)
S C等の相談員が発見	1 (-5)
その他	2 (-1)
計	2,875 (+395)



( ) 内は前年度比

<いじめられた児童生徒への特別な対応（複数選択）> ※H27調査より項目変更

学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施	554 (+10)
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応	177 (+1)
別室の提供や常時教員が付くなど、心身の安全確保	172 (-54)
スクールカウンセラー等の相談員が継続的に相談	148 (-49)
児相等関係機関と連携して対応	36 (-3)
緊急避難として欠席させた	5 (-1)
学級替えをした	0 (+0)
計	1,092 (-96)



( ) 内は前年度比

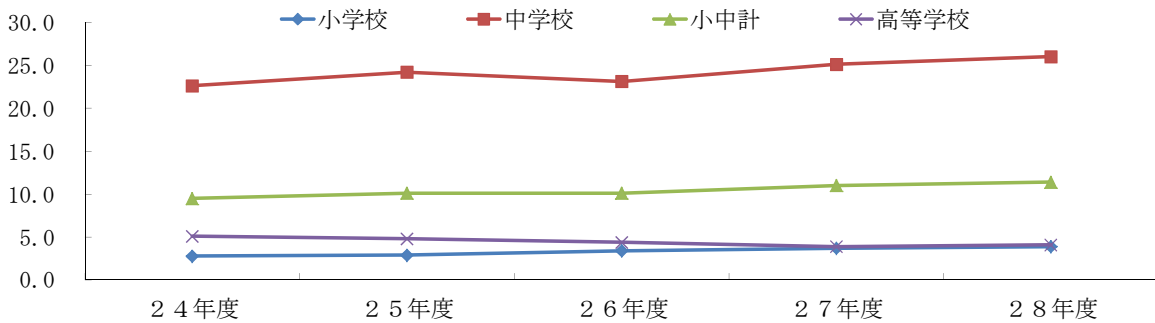
不登校の状況（H28山口県）

（文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から）

速報値

不登校の定義「年度間に30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、或いは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない或いはしたくともできない状況にあるもの（病気や経済的な理由によるものを除く）」

＜不登校児童生徒割合の推移（1,000人当たりの不登校児童生徒数）＞



不登校児童生徒数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	203	209	238	259	267
中学校	842	889	844	901	913
小中計	1,045	1,098	1,082	1,160	1,180
高等学校	132	122	111	97	102

不登校児童生徒割合（1,000人当たり）

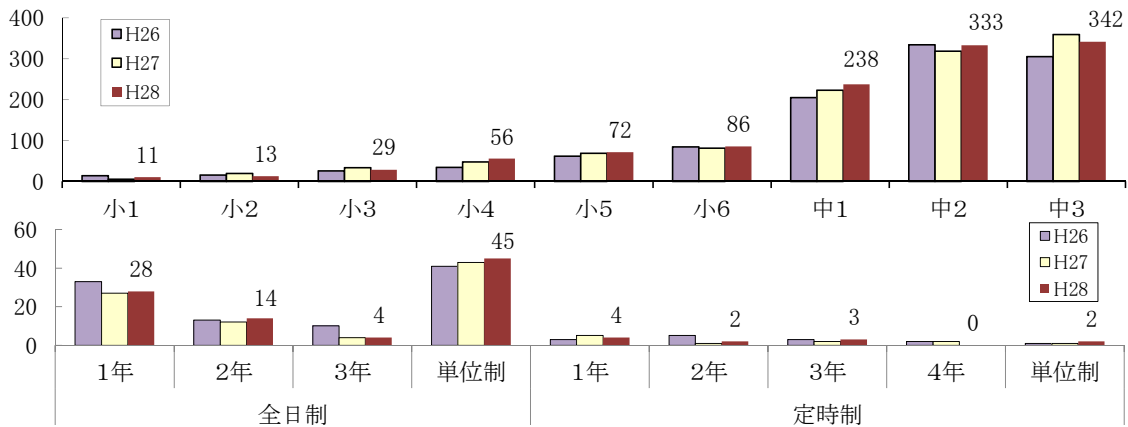
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	2.8	2.9	3.4	3.7	3.9
中学校	22.6	24.2	23.1	25.1	26.0
小中計	9.5	10.1	10.1	11.0	11.4
高等学校	5.1	4.8	4.4	3.9	4.1

＜全国との比較＞

( ) 内は前年度との比較

区分	山口県		全国	
	不登校児童生徒数	出現率(人)	不登校児童生徒数	出現率(人)
公立小	267(+8)	3.9(+0.2)	30,175(+2,846)	4.7(+0.4)
公立中	913(+12)	26.0(+0.9)	98,956(+4,396)	31.4(+1.9)
公立小・中	1,180(+20)	11.4(+0.4)	129,131(+7,242)	13.6(+0.9)
公立高	102(+5)	4.1(+0.2)	37,063(▲759)	16.4(▲0.2)

＜学年別等不登校児童生徒数（上段：小中学校、下段：高等学校）＞



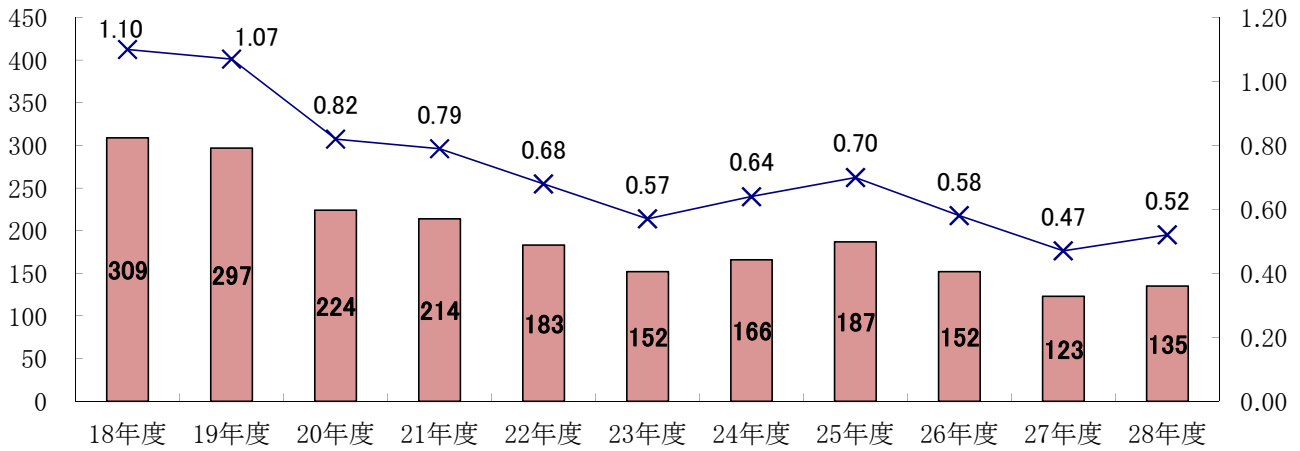
＜不登校児童生徒の指導結果状況＞

区分	小学校	中学校	計(小中)	高等学校				計(高)
				全日制	(うち単位制)	定時制	(うち単位制)	
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	63	213	276	16	7	2	0	18
指導中の児童生徒	204	700	904	75	38	9	2	84
うち登校には至らないものの好ましい変化がみられるようになった児童生徒	65	220	285	8	4	0	0	8
計	267	913	1,180	91	45	11	2	102
年度内復帰率	23.6%	23.3%	23.4%	17.6%	15.6%	18.2%	0.0%	17.6%
※下段：全国(H28)平均	29.5%	27.9%	28.3%	37.4%	34.1%	29.3%	28.2%	34.2%

### 中途退学の状況 (H28山口県)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

#### <中途退学者数及び中途退学率の推移>



区分	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
公立	中途退学者数 (人)	309	297	224	214	183	152	166	187	152	123	135
	中途退学率 (%)	1.10	1.07	0.82	0.79	0.68	0.57	0.64	0.70	0.58	0.47	0.52

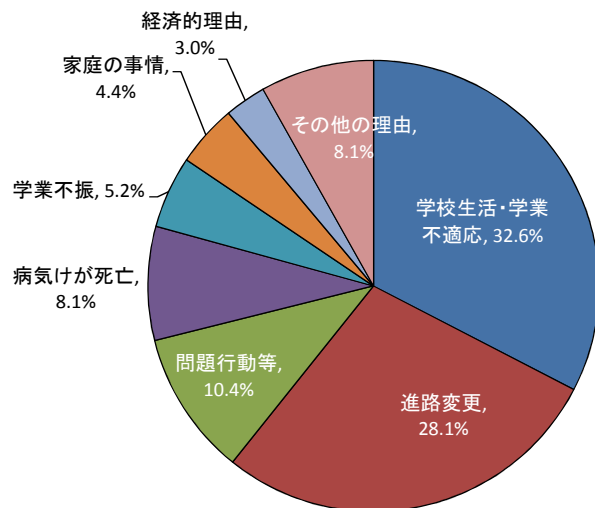
#### <全国との比較>

( ) 内は前年度との比較

区分	山口県		全国	
	中途退学者	中途退学率 (%)	中途退学者数	中途退学率 (%)
公立	135 (+12)	0.52 (+0.05)	29,963 (▲1,128)	1.29 (▲0.04)

#### <理由別中途退学者数> ( ) 内は前年度比

理由	人数	率
学校生活・学業不適応	44 (+8)	32.6%
進路変更	38 (▲5)	28.1%
問題行動等	14 (+2)	10.4%
病気が死亡	11 (+3)	8.1%
学業不振	7 (+6)	5.2%
家庭の事情	6 (+3)	4.4%
経済的理由	4 (+4)	3.0%
その他の理由	11 (▲9)	8.1%
計	135 (▲12)	-



## 意見交換

番号	件名	主管課
1	体験活動を通じての豊かな心の育成について	社会教育・文化財課

平成29年11月24日 山口県教育委員会会議 意見交換

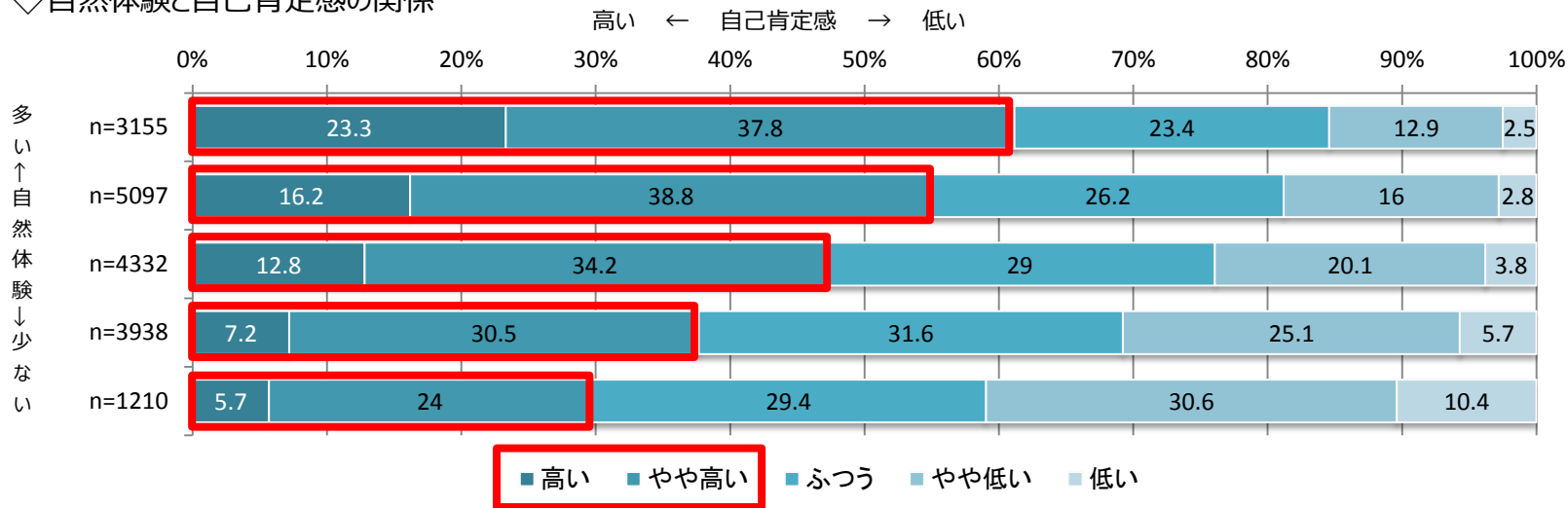
# 体験活動を通じての豊かな心の育成について

社会教育・文化財課

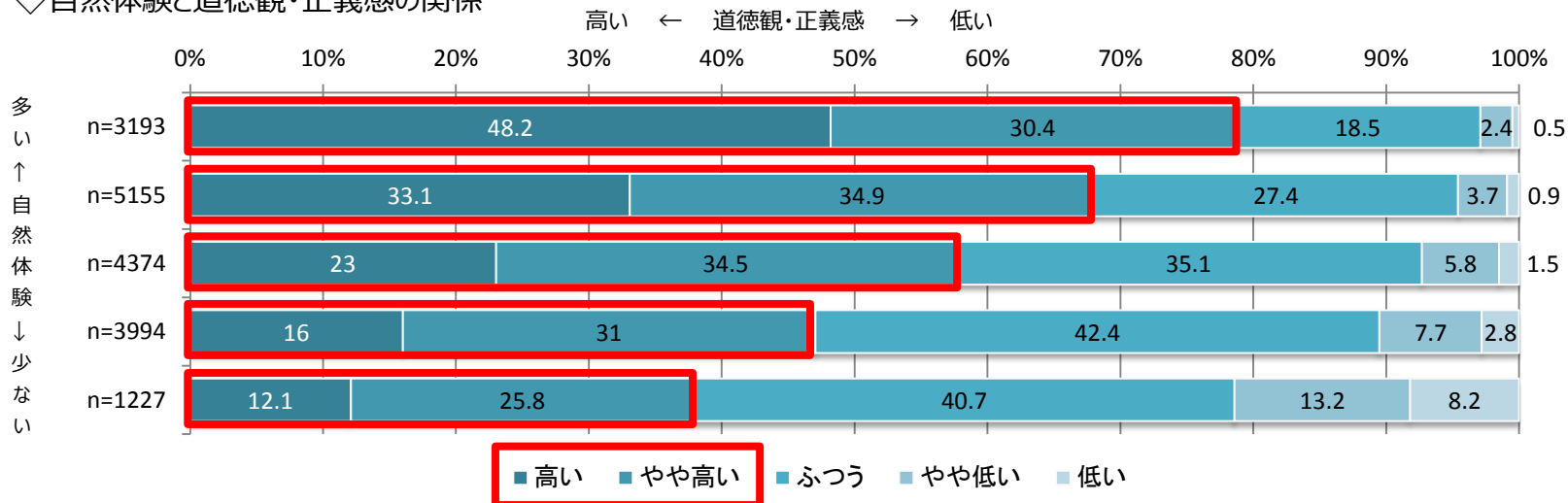


自然体験を多く行った者ほど、自己肯定感が高くなり、道徳観・正義感があるという傾向が見られる

## ◇自然体験と自己肯定感の関係

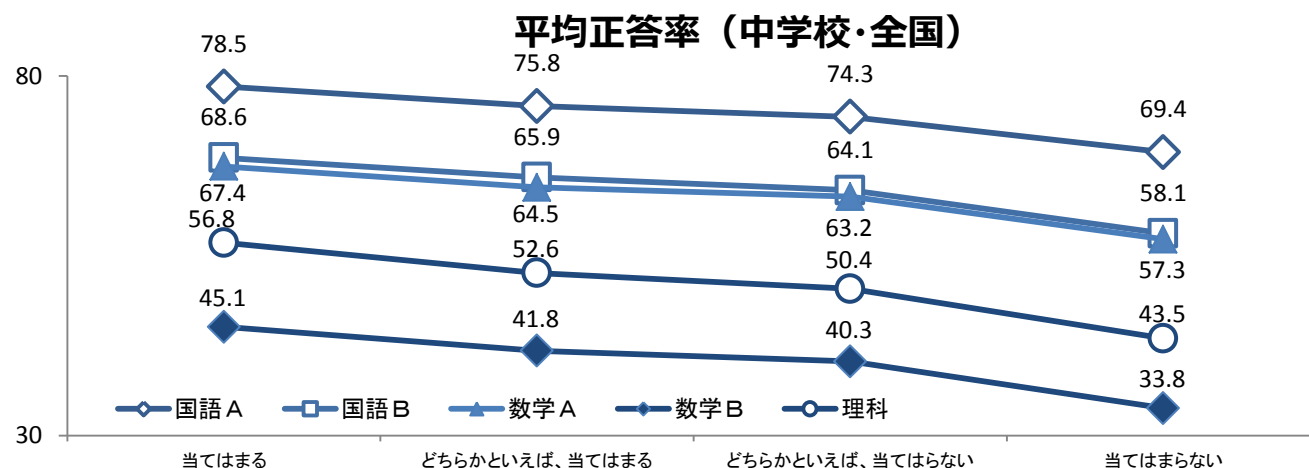
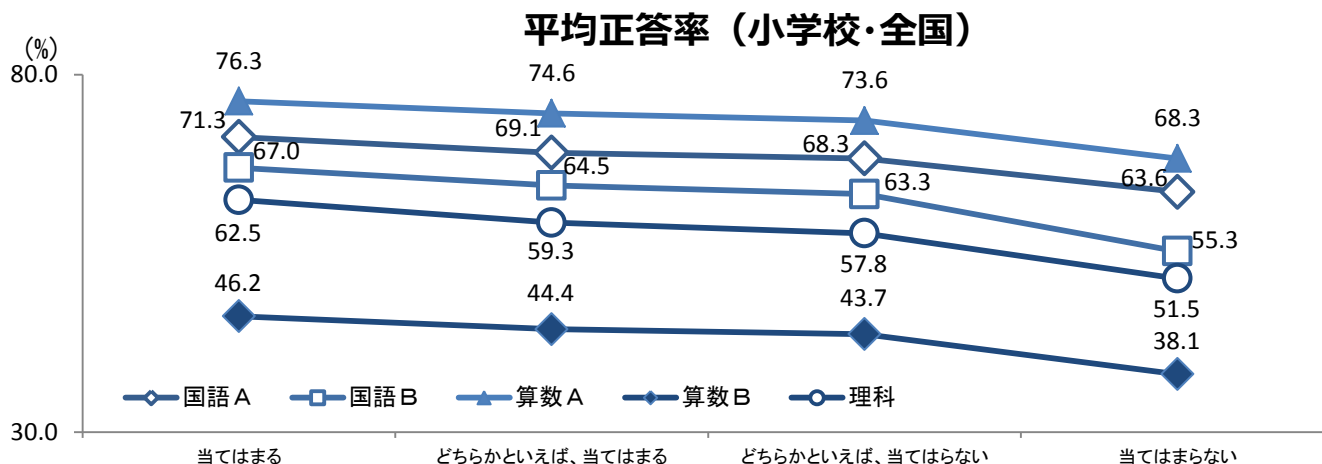


## ◇自然体験と道徳観・正義感の関係



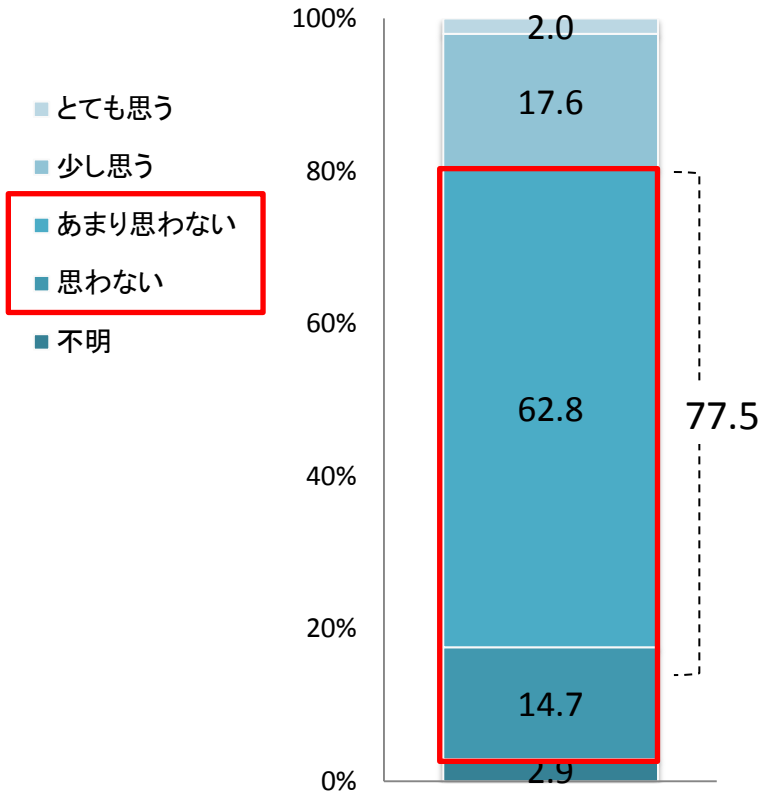
自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがある者ほど、各教科の平均正答率が高いという傾向が見られる

○自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがありますか

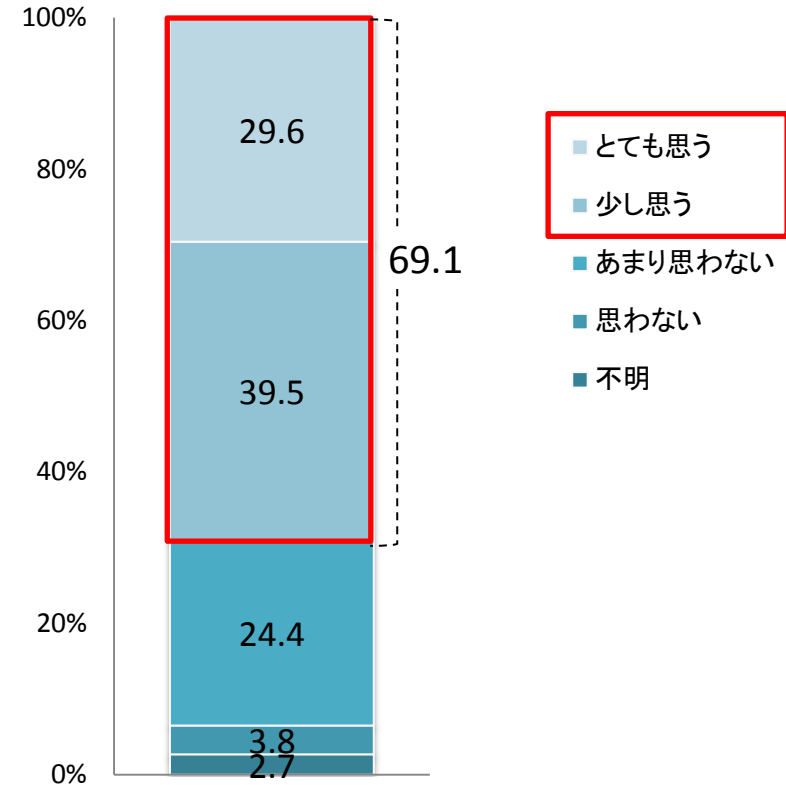


保護者の8割弱が体験活動の必要性を感じており、7割程度が自分が子どもの頃と比べると現在の子どもたちが体験活動をする機会は少なくなっていると感じている

## 自分の子どもには、今は体験活動よりも勉強を優先させたい



## 現在の子どもたちは、自分が子どもの頃と比べて、体験活動の機会が少なくなっている





# 国の施策の方向性

## ◆「青少年の体験活動の推進方策に関する検討委員会」における論点のまとめ（平成28年11月 文部科学省同検討委員会）

### 4. 今後の青少年の体験活動の推進方策について

#### (1) 青少年が体験活動を行う機会の充実及び実施体制について

##### ① 体験活動を行う機会の充実

- ・自立心、連帯感・仲間意識等を育むことにより効果が高い長期宿泊型の体験活動
- ・ネット依存や貧困家庭の青少年など困難な状況にある青少年を対象とした体験活動
- ・地域の課題解決に青少年自身が直接関わるような体験活動
- ・公民館、児童館、公園等、身近な場所における体験活動の機会の充実 等

などの機会の充実

##### ② 体験活動の実施体制

- ・ボランティア等の参画しやすい環境づくり
- ・体験活動の指導員等のスキルの「見える化」
- ・青少年や保護者等に対する地域の体験活動の機会の情報提供
- ・体験活動の効果についての情報発信 等

- 長期宿泊型の体験活動
- 困難な状況にある子どもを対象とした体験活動
- 身近な場所での活動
- 効果等の情報発信

## ◆小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント（平成29年3月 文部科学省）

### 4 教育内容の主な改善事項

〔体験活動の充実〕

- 生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実（小中：総則）、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視（小中：特別活動等）

[参考] 小学校学習指導要領解説 特別活動編

#### 第3章 第4節 4（4）遠足・集団宿泊的行事 ②実施上の留意点

カ（中略）集団宿泊活動については、より良い人間関係を形成する態度を養うなどの教育的な意義が一層深まるとともに（中略）自己肯定感の向上等の高い教育効果が期待される。そこで、学校の実態や児童の発達の段階を考慮しつつ、一定期間（例えば1週間（5日間）程度）にわたって行うことが望まれる。

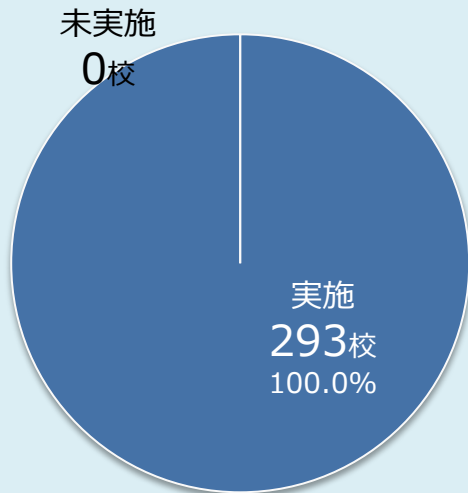
- 自然体験活動の重視（長期の活動を推奨）

# 学校における取組

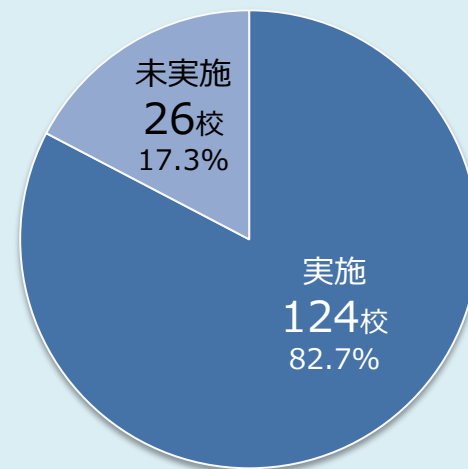
全ての小学校及び約8割の中学校で自然体験活動を実施  
学校での宿泊学習の活動日数は、ほとんどが1泊2日または2泊3日の短期

学校における自然体験活動の実施状況(H28)

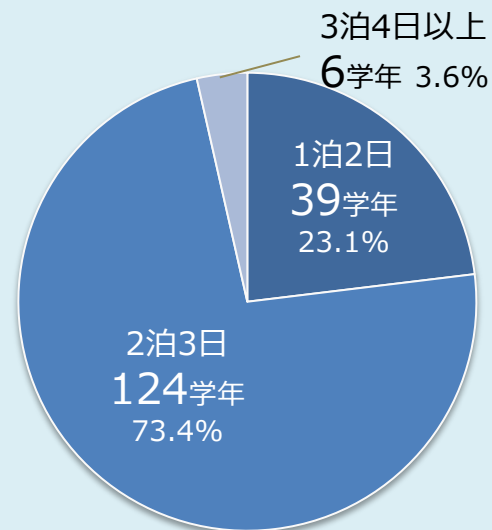
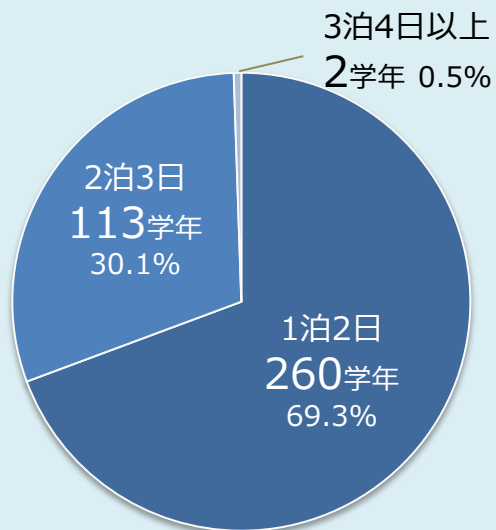
## 小学校



## 中学校



学校における宿泊学習の活動日数(H28)



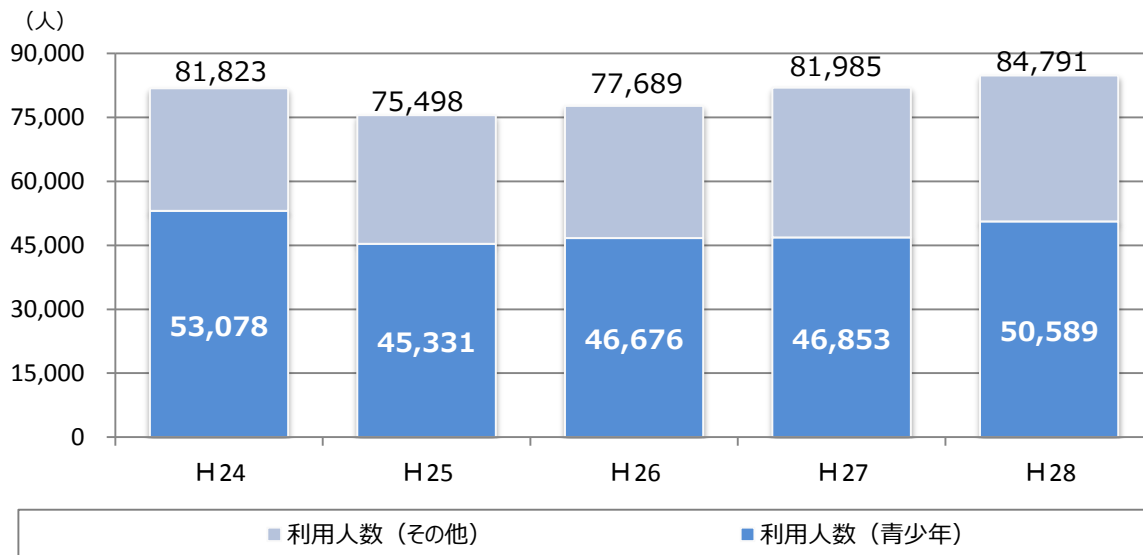
# 青少年教育施設における取組

青少年教育施設において、多様な自然体験活動の機会を提供

[青少年教育施設]

区分	油谷 青少年自然の家	秋吉台 青少年自然の家	十種ヶ峰 青少年自然の家	由宇 青少年自然の家
特色	北浦地域における海洋訓練	自然条件を活用した 学術研修	体験施設を利用した 専門教育プログラム	東部地域における野 外・文化活動
主催事業	シーカヤック、釣り等	洞窟探検、自然散策 ハイク等	登山、A F P Y、ス キー等	陶芸・木工、天体観 測等

[施設利用状況（宿泊学習受入・主催事業等の総計）]



# 山口県教育振興基本計画

平成25年度（2013年度）～平成29年度（2017年度）

## 教育目標

### 未来を拓く たくましい「やまぐちっ子」の育成

## 施策の展開

[総合的・計画的な施策の推進]

3つの  
施策の柱

- ▶ 知・徳・体の調和のとれた教育の推進
- ▶ 質の高い教育環境づくりの推進
- ▶ 生涯にわたる県民総参加の教育の推進

30の施策

50の主な推進指標

## 重点化

[緊急・重点プロジェクト]

### ③ 豊かな心育成プロジェクト

特色ある体験活動の充実

心の冒険・サマースクール

A F P Y

自己肯定感の向上や他者を思いやる気持ちなど、豊かな人間性を育むための特色ある自然体験プログラムを提供

## ◇ 概要

区分	定員	実施場所	期間	応募者数		
				H27	H28	H29
チャレンジプログラム (小学5・6年)	32人 ※H27まで24人	十種ヶ峰 青少年自然の家 及び 山口市阿東山域	8泊9日	117人 (4.9倍)	108人 (3.4倍)	86人 (2.7倍)
クエストプログラム (中・高生)	24人 ※H28まで16人			28人 (1.8倍)	29人 (1.8倍)	30人 (1.3倍)

## ◇ 特色

- 従来の野外活動に教育学や心理学の手法を取り入れた野外教育活動  
※世界的な野外教育機関であるOBS（アウトワード・バウンド・スクール）の手法を導入
- 指導者は、参加者の自立性を尊重し、カウンセリングやミーティングを効果的に用いて、グループ全体と個人の成長を支援

さまざまなプログラムをフェーズごとに区切り、ねらいをもって実施

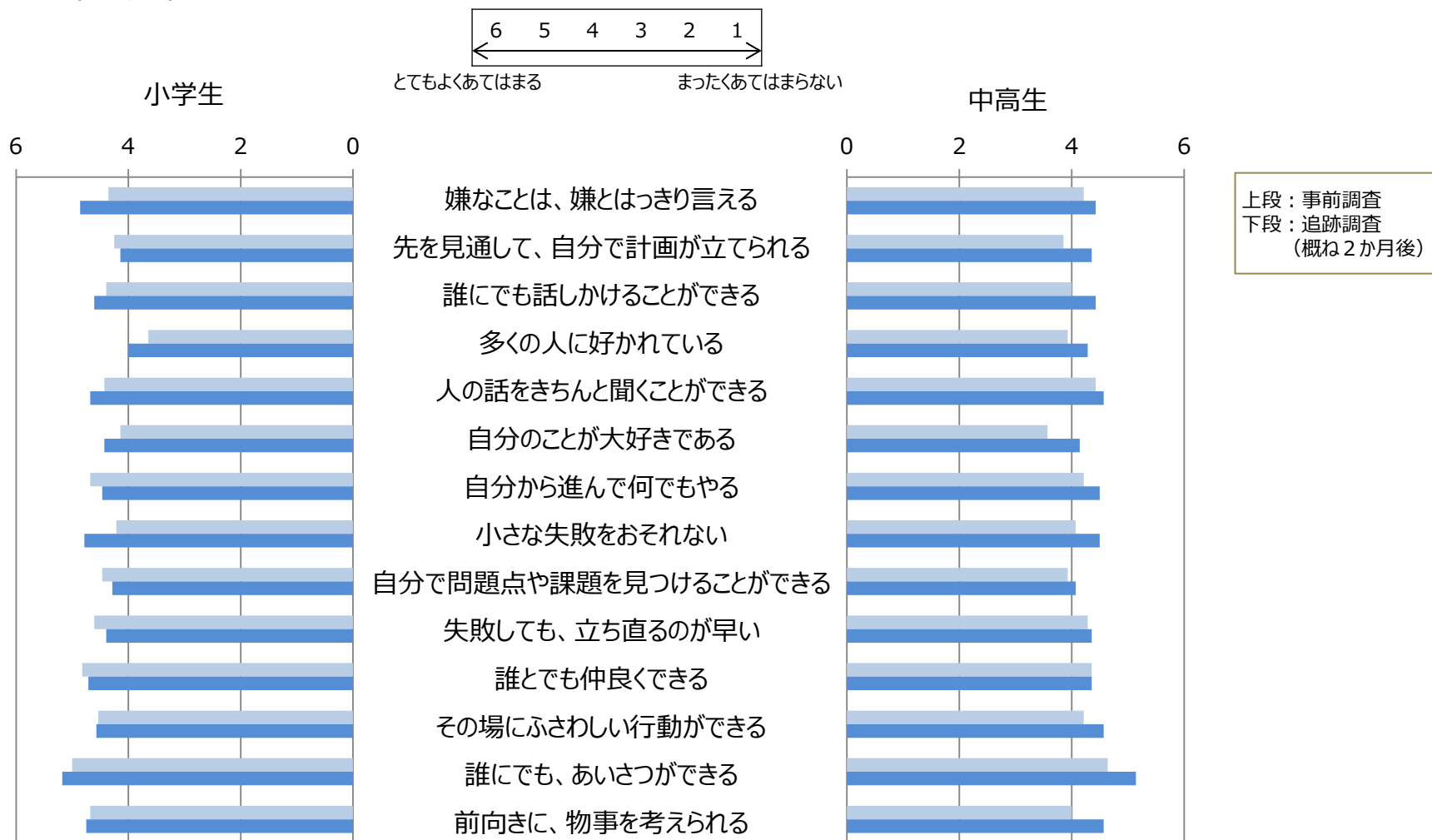
## ◇ 基本フェーズ

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
<b>STEP I</b> 【トレーニング】			<b>STEP II</b> 【エキスペディション】			<b>STEP III</b> 【ファイナルエキスペディション】		<b>STEP IV</b> 【コンクルーディング】
自然の中での基本的な生活技術を習得する			様々な冒険を体験しながら、自分や仲間と向き合う			グループの責任で冒険し、大きな達成感を味わう		日常生活で効果が持続するよう、体験の内面化を図る
ダッフルシャッフル バックパッキング			ソロ ロッククライミング			ファイナルツアー ピークアタック		個人ラン クリーンアップ



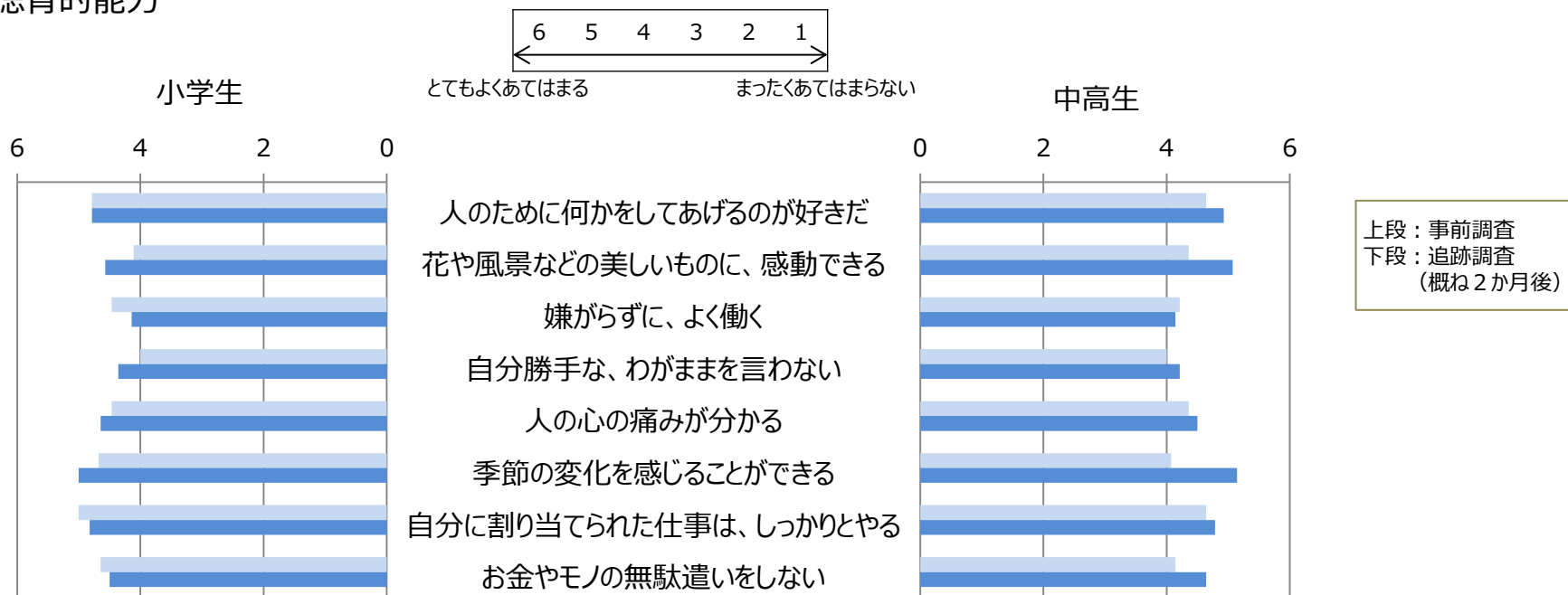
事前調査と追跡調査の比較では、心理的社会的能力に関して小学生は14項目中9項目で、中高生は全ての項目で改善が見られる

◇ 心理的社会的能力



事前調査と追跡調査の比較では、徳育的能力に関して小学生は8項目中5項目で、中高生は7項目で改善が見られる

## ◇ 徳育的能力



## ◇ 結果の公表

当アンケート結果は、社会教育・文化財課ホームページで公表

「心の冒険・サマースクール」

【☆2016年度チャレンジ・クエスト実施アンケート☆】

- 2016チャレンジ・クエスト参加者アンケート (PDF : 287KB)
- 2016チャレンジ・クエスト保護者アンケート (PDF : 423KB)

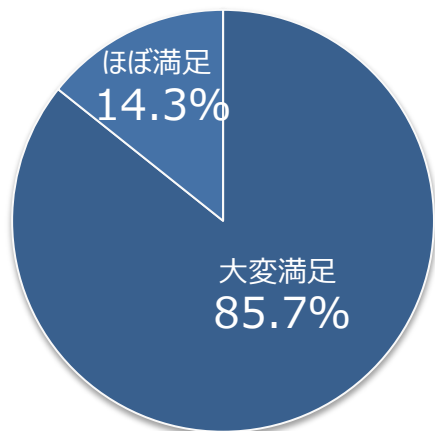
2016年度の活動の様子をディレクター日誌でご紹介します。



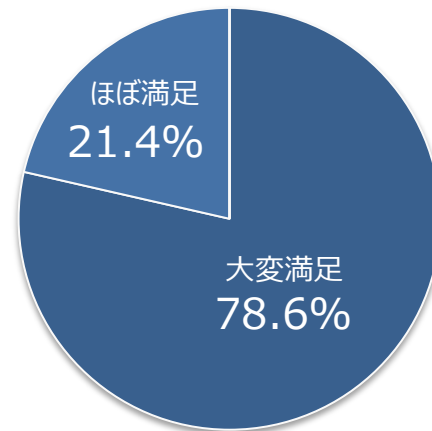
保護者の満足度については、すべての保護者が「満足」または「ほぼ満足」と回答

## ◇ プログラムの満足度

### 小学生チャレンジプログラム



### 中高生クエストプログラム



※ 「満足していない」「あまり満足していない」「どちらともいえない」「ほぼ満足している」「大変満足している」の5段階からの選択

## ◇ 子どもの感想

- ・ 自分の思っていることをはっきり言えるようになった
- ・ 自信が持てるようになった
- ・ 最後まで諦めずにやりとげることができた
- ・ 人と気軽にしゃべれるようになった
- ・ 友達の苦手なことを見つけ、助けてあげられるようになった
- ・ 相手の苦しみやつらさがわかるようになった
- ・ 人と自分のランク付けをしなくなった

## ◇ 保護者の感想（子どもの変化について）

- ・ 参加後は、自分の気持ちを言葉に出せるようになってきた
- ・ 他の人のことを考えることができる場面が増えた
- ・ 家庭でも外でも気が付いたら行動に移すようになった
- ・ 物事に対して大きく構えられるようになった
- ・ 自分と違う考えも一度は聞けるようになり、人に対して寛容になった
- ・ 日頃の学習にもねばり強さが生まれた
- ・ 今まであきらめていたことを少しずつだがチャレンジするようになった

長期プログラム以外にも、OBSの手法を活用した、特色あるプログラムを提供

## ◇ 概要

プログラム名	ジョブプログラム	
対象	小学5・6年	
定員	16人	
期間	1泊2日	
実施場所	H27~28 周防大島町・長門市	H29 周防大島町・山口市
応募者数	H29	周防大島 16人 (1.0倍)
		山口 31人 (1.9倍)
	H28	周防大島 46人 (2.9倍)
		長門 16人 (1.0倍)
H27	周防大島 61人 (3.8倍)	
	長門 29人 (1.8倍)	
概要	・農山漁村を活動拠点にグループでの職探しや勤労等の体験活動、振り返りを通じ、自己や仲間の良さ、協働の大切さ等への気づきを深めるプログラム	



稲刈り  
[ジョブin長門]



みかん摘果  
[ジョブin周防大島]



牛のエサやり  
[ジョブin山口]

学校や地域など、身近な場所で高い教育効果が得られる体験活動を展開するため、A F P Yの普及を推進

## ◇ A F P Yとは

他者と関わりあう活動を通して、個人の成長を図り、豊かな人間関係を築くための考え方と行動の在り方を学びあう、山口県独自の体験学習法

## ◇ A F P Yのねらい

人間関係を深める活動（アクティビティ）を生かして、よりよい集団・学級・学校づくりに取り組む中で、一人ひとりの人間的な成長を促す

### [アクティビティの分類]

#### 知り合うための活動

- 互いに知り合うきっかけをつかむ

#### 緊張をほぐすための活動

- 苦手、恥ずかしいと感じても積極的に行動するようになる

#### 意思疎通を図るための活動

- 互いの意見や気持ちを的確に伝え、相互交流を深める

#### 信頼関係を確認する活動

- 自分は仲間を守られていると実感する

#### 目標設定のための活動

- 個人目標やグループ目標を設定し、全員で共有する

#### 課題解決のための活動

- 互いにコミュニケーションを図り、協力して課題を解決する

## ◇ 普及に向けた取組

- ・「A F P Yの手引き」「A F P Yだより」の配布、Web掲載
- ・A F P Yアドバイザーの養成（現：84名）、学校（学級活動・保護者講座等）や地域（P T A研修会、家庭教育学級、人権学習講座、自治体主催講座等）への派遣

# 指導者の育成

OBS手法やAFPYを活用できる指導者の養成に向け、各種研修会等を実施

## ◇ OBS手法を活用できる指導者の養成

[野外教育活動指導者研修会]

対象	定員	主会場	期間	内容
教職員・青少年教育関係者	10人	十種ヶ峰青少年自然の家	9泊10日	実習形式によるOBSやAFPYの概論・指導法、個人・グループの人間関係づくり、リスクマネジメント等の研修

[体験活動指導基本研修会]

対象	定員	主会場	期間	内容
教職員・青少年教育関係者	20人	秋吉台青少年自然の家	1泊2日	自然体験活動の実施に関わる基本的事項の研修

## ◇ AFPY等の手法を活用できる指導者の養成

[AFPY実践交流の集い]

対象	定員	会場	期間	内容
教職員・青少年教育関係者	180人	セミナーパーク	2日間	AFPYの現状及び各地取組の紹介 体験を通じた人間関係づくりの研修 AFPYアドバイザー研修会

[チーム力アップ研修会]

対象	定員	会場	期間	内容
教職員・青少年教育関係者	20人	十種ヶ峰青少年自然の家	1泊2日	AFPYの考え方を基とした集団づくりに関する理論や方法の研修

### ◇ 自然体験活動の機会の充実

- ・ 身近な場所での取組の推進
- ・ 課題を抱える子どもたちへの対応（不登校等）

### ◇ 指導者の育成

- ・ 地域の指導者の養成
- ・ O B S や A F P Y の担い手となる指導者の確保・資質向上

### ◇ 体験活動への積極的な参加を促すための普及啓発

- ・ 子どもや保護者に対する、活動により期待される効果や地域における体験活動の機会等の情報発信

自然体験活動の充実に向けた課題への対応について

(機会の充実・指導者の育成・普及啓発)